

荒廃前期水戸藩領下伊勢畑村の百姓一揆

吉田俊純

Two Small Peasant Uprisings at Shimoisehata Village in the Later 18 Century

Toshizumi YOSHIDA

Abstract

Recently, I discovered two small peasant uprisings at Shimoisehata village, that happened in 1752 and 1778. So, I will introduce them in this study. These peasant uprisings were caused by heavy taxes for many years by Mito han. Moreover, the methods of collection were severe, because Mito han held peasants hostages and sent them to prison. They also forced them to sell fields or their wives and children, if they did not pay taxes. Thus, peasant families continued to decrease year by year, and between 1716 and 1778 their number decreased by 40%. Today, it seems that many of Japanese historians overlook the above facts, and fail to consider why peasant uprisings happened, and how many occurred. Probably in the near future, historians will discover a lot of small peasant uprisings and their informations in early modern Japan.

キーワード：一揆 下伊勢畑村 水戸藩 宝暦一年 安永八年

一 はじめに

水戸藩領の百姓一揆として確認されているものとしては、古くは慶長一四年（一六〇九）の生瀬の乱がある。次に寛永檢地の時の寛永一八年（一六四一）に金沢村の庄屋修理による強訴がある。次に松波勘十郎の宝永の新法に反対して宝永五年（一七〇九）一月から翌年正月に至る、全藩の規模の宝永一揆がある。次に水戸藩の鑄銭事業に反対して静神社の神輿を奉じて鑄銭座を打ち毀した、明和八年（一七七二）四月の鑄銭一揆がある。そして、元治元年（一八六四）の水戸藩の内乱には多くの民衆が蜂起し、打ち毀しを行った。そして、慶応二年（一八六六）四月に再び静神社の神輿を奉じて、那珂湊の豪商が打ち毀しにあった。

右のように水戸藩領の百姓一揆を整理すると、私には二つの点が注目される。一つは、近世の百姓一揆は代表越訴型から、総百姓一揆型、そして世直し一揆型へと発展したが、水戸藩の場合それが年代的に美事に跡付けられることである。もう一点は明和八年（一七七二）以降、幕末に至るまで一揆がないことである。本当になかったのであるのか。実は一揆になったとは確認されていないが、不穏な状況になったとされる時期がほかに二つある。一つは鑄銭一揆の後、水戸藩が鑄銭を再開した時期である。この事業は安永五年（一七七六）三月に失火によって鑄銭座が全焼したことから終了になったのであるが、失火とは疑問であるとされている。もう一つは天明元年（一七八一）に新田檢地を太田郡から実施した時である。このことを高野昌碩は「芻蕘録」に次のように伝えている。

天明元年の頃田畠あらためと称して新田下免の土地を打出し、高免にして田租を益の法はじまりぬ。先づ太田郡を打は

じめ、夫より他郡にも及ぼすべき処前に言る如く最早古来より数度打つめたる田地なれば、民の歎も大方ならず。既に強訴等にも及べき勢ありき。其故にや太田一郡をさへ改めはたさず。漸十箇村改て半途にしてやみぬ。

これらの事件が具体的にどう展開したのかは、まったく不明である。ともかく一揆には至らなかったと考えられている。

水戸藩の一揆はこれだけではなかった。高野昌碩は「富強六略」の中で、次の指摘をしている。

検見入之場所に稲かつぎと申事御座候。是は右高免御田地之中にも散田に仕候程之儀にも無_レ之、大抵割合にも當り可_レ申場所は、随分熟作仕候様精を出し、取入申つもりいたし、其内水旱又は風難等之年は実のり不_レ宜、平年之通御年貢上ゲ候ては百姓損毛に当り申候。然る所嚴酷之検見に出合候得ば用捨もなく引不_レ申、何れにも相凌がたく、依て其村方百姓共件之稲を荷ひ連れ、御城下へ強訴に罷出申候。是を稲かつぎと申習はし候。此儀先年より御制禁に候得共止事得ず候。依_レ之山横目庄屋杯途中へ出張、右稲かつぎ共を指留、大抵御城下先は出し不_レ申候様にいたし、扨右村役人等入割を以其年之上納は妻子を売せ、又は家財を払はせ不足を償ひ、或は拝借金等之御救ひを以て、表向は罪人をこしらへ不_レ申候様工面仕候得共、右拝借金と申者実は後日の苦痛に相成、誠に歎敷事共に御座候。

すなわち、稲かつぎと云って、高免の田地にもかかわらず災害の年でも減免しないので、そのような年には百姓達が「稲を荷ひ連れ」て城下に直訴しようとしたと伝えている。この直訴はほとんどの場合、山横目庄屋によって阻まれ、表面上は妻子を売るなどまでして年貢を納めさせ、罪人を出さずにすませたというので

ある。そして稲かつぎは、「是を稲かつぎと申習はし候」と、用語となる程頻繁に行われ、またその故に「此儀先年より御制禁になつたけれども、「止事得ず候」と引き続き起きたと伝えている。「富強六略」は寛政一年（一七九九）の著作である。天明の大飢饉後の水戸藩領農村では、稲かつぎといわれる小さな一揆が頻発していたのである。

稲かつぎのような小さな一揆が寛政期の水戸藩領農村に頻発していたことは重要な史実である。こうした史実が背景にあったからこそ、たとえば藤田幽谷は寛政一年（一七九九）に著した「勸農或問」の中で、「破兼併之術」として検地を説いた時に、まず検地に反対して藤堂家で起きた一揆に関して言及しなければならなかったのである。しかし、稲かつぎのような小さな一揆が、荒廢の急速に進行した寛政期にだけみられたと結論づける必要はまったくない。この前後の時期といえども状況は多少違っていたとしても、やはり荒廢していたのであるから、同様の小さな一揆は起きていた、少なくとも起きる可能性は常にあつたとみなければならぬ。それ故にこそ、藤田派に反対する勢力は天保検地の実施に至るまで、検地に反対し続けたのである。

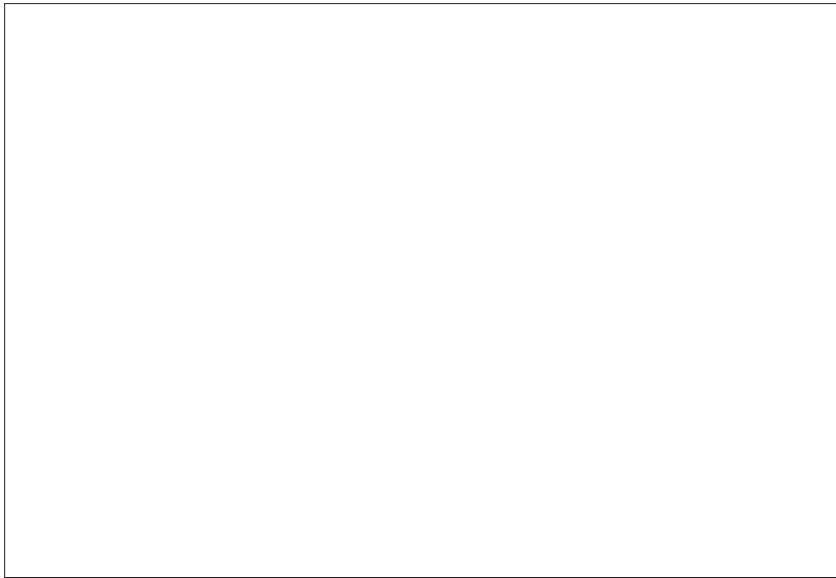
稲かつぎのような一揆はなぜ注目されて来なかつたのであろうか。一つには小さ過ぎて記録・伝承に残りにくいことがあげられよう。そしてもう一点、一揆史の研究視角にも問題があるように私には思われる。先に述べたように近世の百姓一揆は、代表越訴型、総百姓一揆型、世直し一揆型と発展したが、この図式にあまりにとらわれすぎているように思われる。一つには、すべての一揆がこのような発展形をとつたのではないことである。すなわち、幕末においても代表越訴はあり、総百姓一揆もあつたのである。そして、一揆とは何かといった時に、この三類型にあてはめ

て理解しようとしたのではないだろうか。その時、三類型にあてはまらない小さな一揆はそこから漏れて、せいぜい村方騒動の一種と見過ごされて来はしなかつたであろうか。⁽¹⁾

三類型に入らないような小さな一揆は、近世の農民は常に過酷な年貢収奪の下に置かれていたのであるから、常に起こりえた私には考える。もちろん、自然災害の有無、地理的環境、領主の政策、村落のあり方などの諸条件によって、あるいは起きやすく、あるいは起きにくかつたのであろう。こうした小さな一揆を発掘し、それを研究する事、すなわち、どのような背景の下に起きたのか、その法則性、また一揆の発展型といかに關するの、等を明らかにすることは、我が国の近世國家の解明のみならず、近代國家の成立を考える上でも大きな意義を持つと考える。そこで本稿では一八世紀後半の荒廢前期に水戸藩領下伊勢畑村で起きた二つの小さな一揆を、その背景を具体的に分析しながら紹介し、その一助に呈したいと思う。

二 前期の農村構造

本論に入る前に、下伊勢畑村の性格を知るために前期の農村構造をみておこう。また伊勢畑の地は、図にあるように北は那珂川、東に御前山、西に片倉山、そして南に井殿山と、四囲を川と山で遮断された孤立した地域である。その伊勢畑の那珂川の upstream 部分が上伊勢畑、下流部分が下伊勢畑、そして上伊勢畑の南の山間が檜山となる。いずれも水戸藩領である。従つて山間の檜山は別として、上伊勢畑と下伊勢畑とはかなり共通した性格、動きをしたと考えられる。私は以前上伊勢畑村の分析をしたことがあるので、本稿においてはその成果を参照にしながら論を進めることにす



周辺図

る。下伊勢畑村の寛永の検地帳は残されていないが、幸いに万治二年（一六五九）の小割付帳⁽¹³⁾が残されている。これによると、本郷高一〇八七石七六四、内田方八〇石四二五、畑方一〇〇七石三三九であるから、これだけの田畑が寛永検地で打ち出されたとみ⁽¹⁴⁾なせる。田畑比でみると田方七・四パーセント、畑方九二・六パーセントと、圧倒的な畑方農村であった。それは山間のこの地域に共通した性格である。その位付はこの帳簿には記されていないが、貞享二年（一六八五）の田方順帳によると、田方の位付は表1のようになる。合計が多少多くなっているのは、その後の本郷分の増加によるものとみなせる。ここで指摘できることは、上田の比率が六〇パーセント前後と、山間の村としては異常に高いことである。ところで、上伊勢畑村では寛永検地の縄がきつかった。上伊勢畑村は天保検地には村高を三分の一に大激減させた程のたくいまれなる大荒廃状況を呈した村であつたが、縄がきつかったことはその一大原因をなしたと伝えられる。下伊勢畑村の場合も明らかに縄がきつかったのである。畑方の位付は明らかにできないが、同様の傾向にあつたことは疑いない。下伊勢畑村も後に非常な荒廃に苦しむことになる。しかし、一七世

表1 貞享2年田方位付

位付	面積	%	石高	%
上田	3町8反9畝13歩	54.5	50石626	61.6
中田	1. 3. 3. 3	18.6	14. 641	17.8
下田	1. 6. 8. 24	23.6	15. 193	18.5
下々田	2. 3. 23	3.3	1. 664	2.0
合計	7. 1. 5. 3	100	82. 124	100

下伊勢畑区有文書「(田方順帳)」(349)より作製

表2 万治2年農民階層

持高	人数	人数	%
24~27	2	10	9.3
21~24	2		
18~21	1		
15~18	5		
12~15	10	46	42.6
9~12	16		
6~9	20		
3~6	20	52	48.1
0~3	32		
合計	108	108	100

下伊勢畑区有文書 万治2年「下伊勢
畑村亥年御年貢可納小割付帳」(1659)
より作製

この内の大半は表2の誰かと結びつくであろうが、やはり最大一人程は独立した存在だとみられる。さらに同名異人の問題がある。

紀段階はそれとは逆に大きく発展した時期であった。

万治二年(一六五九)の小割付帳で農民の階層構成をみたのが表2である。これを見ると一〇八人の名請人がいる。その階層構成は一五石以上の上層農民が一〇人で九・三パーセント、一五石から六石の中層農民が四六人で四二・六パーセント、六石未満の下層農民が五二人で四八・一パーセントとなる。ただしこの表は非常に不完全な表である。第一にこの年下伊勢畑村の本郷新田高は合計一・二八石八二八で、村は蔵入地のほかに一四人の地方知行主に分割されていた。この帳簿はこの内三給分一二七石余が欠けている。最後の部分がなくなっているのである。その上残った部分も左右両端の破損がひどく、そのためにかなり読めなくなっている。そうした実状の中で読み得た分を集計したものである。その上、この小割付帳は下書で不備が多い。まず人数であるが、紛失した三給分に最大一〇人程の別の農民がいたとみなければならぬ(なお、かなりの農民が複数の給主の支配下にある)。また人名を判読できない不明者がこの外に一九人いる。

ここでは同名でも明らかに別人と認められる二人を除いて、皆一応同一人としたが、後年の小割付帳等の記載事例からみると、数例の同名異人がいてもよいと思われる。また上伊勢畑村の寛永検地帳の一軒当りの平均持高は、七石九二九であったから、下伊勢畑村も平均八石とすると一四一人の名請人がいたことになる。従って全村の人数は一三〇人余はあったと考えられる。次に石高であるが、この一〇八人の持高の合計は、一二給分一〇〇一石余にならなければならないが、七五一石余にしかならない。不明者分を足しても七七五石余である。帳簿の破損と不備のために脱落しているとみなされる。

右のことから、私は表2はかなり修正されるべきだと考える。しかし、中下層農民が多かったという大勢は示されているといえよう。ところで、上伊勢畑村等の周辺の寛永検地の結果は、もつと中層が多く、下層が少なかった。たとえば、上伊勢畑村の寛永検地の農民階層は、上層三・八パーセント、中層八二・一パーセント、下層一四・一パーセントである。ただし、これは面積で分析し、二町以上を上層、五反未満を下層とした。これを正確に石高に換算することは困難であるが、一般的には水戸藩領では七石一町であるから(検地の縄のきつかった伊勢畑の両村も、この規準にはずれていないと判断される)、五反は三石半である。この規準で下層農民を定義すれば、表2の内一五人程が下層から中層に移ることになる。ともかく万治二年(一六五九)の下伊勢畑村は、寛永期の周辺の村に比べて、中層農民を中核としながらも、かなり下層農民の多い村方であった。

下層農民の多い村と指摘したが、これが寛永一八年(一六四一)の検地の結果を示していると理解することは危険である。なぜならば、この地域は一七世紀に紙・煙草の特産物生産地帯の形成と

いう、農業生産上の大変革が進行したからである。その結果、急速に人口が増加した。万治二年（一六五九）の下伊勢畑村の本郷分の取箇が、田方四ツ四分、畑方五ツ九分と畑方に高いのも、既に畑方の特産物生産がなされていたことに支えられていたと理解できる。

下伊勢畑村が主とした産業は煙草であった。しかし、下伊勢畑文書には近世の煙草生産に関する史料としては、文久二年（一八六二）に伊平次が「農業出精八勿論、農間二八煙草江戸出シ商ひ付、勝手向も相応二操廻シ、大家内二而睦敷暮居候」と報告されているくらいである。ほかに明治初年の史料が残されている。それをみると、明治五年（一八七二）八月の産物調査では、製茶人、茶商人、西ノ内紙製造人、煙草問屋中買人等は「無御座候」と書いた後に、煙草生産高を次のように記している。⁽¹⁸⁾

当村一ヶ年産出高

煙草

一切粉三百箇 但巻箇五貫四百目入

刻煙草

また六年二月の取調では、次のように記している。⁽¹⁹⁾

下伊勢畑村

当村一ヶ年産出

一 煙草六拾五駄 但一俵六貫め入

一 駄三拾六貫め

上品二而代金五百一拾両 但金巻両二四貫五百め直

下品二而代金三百三拾四両永二百八拾六文 但巻両二七貫め

直

右の外産出之品無御座候

五年に比べて六年の方が七二〇貫も多く産出したことになる。

そして、その出荷額も八五四両余であり、下伊勢畑村の出荷する生産物は煙草のみであると書かれている。しかし、煙草だけとは正確でない。同じ史料はその後で次のように記している。

一 煙草六拾五駄 但巻駄三拾六貫目

一 白楮二拾五駄 但巻駄二拾四貫目

右之通取調奉書上候。以上

煙草の他にも和紙の原料である白楮を出荷していたのである。しかし、これも主要なものを書き上げたに過ぎなかった。同じ史料の六年五月の項には、下伊勢畑村の詳細な物産取調が記されている。それを表3に示した。ここでは円と両とは同じとみてよい。すると、下伊勢畑村は煙草が最大の産物で三四〇円の出荷額であるが、他に白楮の三〇〇円、薪・丸太・竹の林産物の二八五円、藍の一一二円五〇銭の出荷があり、合計はあわないが一〇四三両二分である。煙草の産額が二三四〇貫と同じなのに、二月の取調では八五四両余で、五月には三四〇円と半分にもみたくないのは、相場の関係であろう。それは主穀を購入しなければならぬこととともに、煙草生産の不安定性をよく示している。ともかくこれらの史料は、明治初年の下伊勢畑村は煙草生産を中核とし、白楮や林産物、そして藍によって不足を補う村であったことを示している。もちろん、こうしたあり方は近世以来のものであった。

一七世紀に下伊勢畑村は特産物生産地帯として急速に成長し、人口が増加した。盛時の下伊勢畑村にどれ位の人口、農家軒数があつたかは不明であるが、下伊勢畑村には享保元年（一七一六）以来の指銭帳がよく揃って残されている。⁽²⁰⁾ その内記載された農家軒数が最も多いのは、享保四年から一一年までの分の二一六軒である。その内の享保四年分の農民階層を表4に示した。この外に神官が二人いる。また庄屋・組頭は給分が引かれている。庄屋の

表3 明治6年物産取調

品目	生産高	代金等	備考
米	37石376	貢納自用費消	外二米518石3 不足買入
麦	273石770	自用費消	外二麦348石19 不足 但粟稗芋等の類を以不足を補申候。
大豆	65石100	自用費消	但1俵4斗5升入 1駄2俵
小豆	18石860	自用費消	但1俵4斗5升入 1駄2俵
粟	93石	自用費消	但1俵4斗5升入 1駄2俵
稗	139石500	自用費消	但1俵4斗5升入 1駄2俵
小麦	109石850	自用費消	同5斗入 1駄2俵
芋	223石200	自用費消	但1俵3斗 1駄2俵
鶏	60羽		売買なし
藍	800貫	112円50銭	内上品300貫 但1円二6貫 下品500貫 1円二8貫
綿	580貫	自用費消	但1駄36貫 代金165円71銭4厘3毛
鶏卵	2000	自用費消	代金6両
薪	23000束	230円	但1駄6束 1円二100束
白楮	150束	300円	但1駄6束 1束4貫 1円二2貫
煙草	2340貫	340円	但1駄36貫 内上品900貫 1円二5貫 下品1400貫 1円二9貫
栗丸太	3000本	30円	但長9尺 1円二100本
竹	1000束	25円	但1束1尺5寸廻 1円二50束
輸出代金総計		1043両2分	

下伊勢畑区有文書「下伊勢畑村西諸願村扣帳」(8)より作製。両と円は同一とみなせる。合計はあわない。

庄兵衛の名はない。これは寛保元年(一七四一)から三年の指銭帳に庄屋給分引高二四三三三とあり、彼が庄屋を辞任した後の延享元年(一七四四)以降の指銭帳には、庄兵衛の持高は二四石八五九とあるから、彼は全額引かれていたのである。従って彼を上層農民に加えた。また組頭六人は引高一〇石を加算して表示した。すると、一五石以上の上層農民が六人で二・八パーセント、一五石から六石の中層農民が五一人で三・五パーセント、六石未満の下層農民が一六〇人で七三・七パーセントになる。

ところで、表4を表2の万治二年(一六五九)と比べると、農家軒数は倍増し、下層農民の比率が圧倒的に高くなっている。しかし、下伊勢畑村にいた農家はこれだけではなかった。指銭帳の指銭の割付の記載には、次のように記されている。

内四百四拾八文引
是八河内大平相川三ヶ新田より申年中為二帳紙代と一、例年之通出申候分指紙二指次キ引。
すなわち、河内・大平・相川の三新田の農民は、指銭を出す代わりに指紙を出していたのである。従って指銭帳には名前が出て来ない。それでは三新田には、何軒の農家があったのであろうか。

表4 享保4年農民階層

持高	人数	人数	%
24~27	2	6	2.8
21~24	0		
18~21	1		
15~18	3	51	23.5
12~15	4		
9~12	17		
6~9	30		
3~6	88	160	73.7
0~3	72		
合計	217	217	100

下伊勢畑区有文書「下伊勢畑村亥年指銭帳」より作製。神官2名は除いた。

万治二年（一六五九）に次いで古い蔵入分の寛保二年（一七四二）の小割付帳⁽²¹⁾をみると、本郷高九六七石余と蔵入分であるから新田分の全ての割付が記されている。その記載様式は、はじめに本郷分六組二一七人の割付が記され、次に新田分として同じ組頭名の下、六組一七五人の割付が記される。そしてその次に、川内市平組九人、相川市三郎組一三人、大平吉三郎組五人と寺院僧侶二人分の割付が記されている。従って最後に記された三組二六人が、三新田固有の農民であつたと認められる。しかし、これが新田農民の盛時の数、少なくとも享保期の数であつたとばかりにいえな。なぜならば、下伊勢畑村では享保五年（一七二〇）、既に欠落百姓を出しているからであり、また享保一一年以降、指銭帳記載の農家軒数は漸減するからである。そしてさらに重要なことに、次の事実が指摘される。

宝永六年（一七〇九）に下伊勢畑村の井殿山の奥院に常法院が百日山籠して修法願成就した。そして彼は水戸藩の許可を得て、井殿山を次のような信仰の霊場とした。⁽²²⁾

同八年卯四月廿一日寺社御奉行芦川市兵衛様御見分御座候而、六月中御郡方御立合を以御普請被遊候所、御建立成就仕候二付、上町下町と申行者宿井店商売之者共、相川新田拾六軒、大平新田式拾四軒、都合四拾軒相立、町役銭式拾貫余宛上納指上候程之御山繁昌仕候事。

すなわち、寺院の普請をしたのみならず、町立をして宿と店の商売人を相川新田で二六軒、大平新田で二四軒取り立てたというのである。確かに下伊勢畑村の年貢は割付状・小割付帳によつて享保三年（一七一八）以降の分がかなり知られるが、それらを見ると、相川新田の引方の内に井殿山御屋敷・道代・御用地として合計一石七六二が計上され、また大平新田の引方の内に井殿山道

代・御用地として合計五石四六六が引かれている。もちろんこの引高は万治二年（一六五九）にはなかつた。しかしながら、この四〇軒の宿店が既存の農民とどうかかわるかは判然としない。店の中には人の住んでいない出店もあつたであろうが、全く在地性のない人達をこの人里離れた山中に住まわせる程には繁昌したとは思えない。にもかかわらず、新田に住む人は寛保二年（一七四二）の小割付帳の二六軒よりは多かつた可能性が高い。

享保年間の下伊勢畑村の農家軒数は、二一七+二六+であつた。ところで三新田の農民の寛保二年（一七四二）の持高は、四石九斗余の長三郎を最高に三石以上一人、三石未満一五人である。山中に住む彼らはわずかな田畑を耕し、紙漉きを副業としていた。そして宝永以降は相川新田と大平新田の農民は、井殿山の霊場で宿と店の営業に従事していたと考えられる。

プラス の数にはさらに別の種類のものが加わる。それは無高の水呑である。二百軒以上の農家が存在し、しかも煙草生産という多労働集約型の商品作物を主とした生業にしていたのであるから、また二新田には宿・店の営業もあつたのであるから、少なくとも数軒の無高の水呑がいたとしてもおかしくない。従つて享保年間の下伊勢畑村には少なくとも二四三軒、多くみると二六〇軒余の農家が存在したと考えられる。そして彼らは皆下層農民であつたから、彼らを加えて階層構成を作り直してみると、表5にみるように表4以上に享保期の下伊勢畑村

表5 修正享保4年農民階層

	増大最低値		増大幅多め	
	人数	%	人数	%
持高				
15~27	6	2.5	6	2.3
6~15	51	21.0	51	19.6
0~6	186	76.5	203	78.1
合計	243	100	260	100

表6 新田打出高年

年代	面積	石高
万治元年	6町6反9畝5歩	41石134
寛文10年	1. 9. 4. 11	8.931
寛文11年	4. 6. 8. 23	21.892
延宝元年	2. 9. 9. 3	16.027
延宝6年	4. 0. 0. 25	20.349
貞享元年	5. 9. 2. 26	21.521
貞享5年	1. 3. 8. 2	7.427
元禄5年	6. 4	0.205
宝永7年	-----	6.553
合計	-----	144.039

下伊勢畑区有文書 各年の新田検地帳（336～348, 350, 353, 358）より作製

は下層農民の比率の高い村であったのである。下層農民が増大した理由は、農家軒数の増大に耕地の増大が伴わなかったためであった。享保四年（一七一九）の下伊勢畑村の新田高は一五〇石二六三である。このほかに万治二年（一六五九）の本郷高は一〇八七石七六四であり、享保四年の本郷高は一〇一石三〇三であるから、この間に一三石五三九の新田が本郷分に組み入れられたのである。従ってこの間の新田打出高は一六三石八〇二である。新田がいつ打ち出されたか、判明する限り表示したのが表6である。この後新田の打ち出しは幕末まで事実上なきに等しい。主として一七世紀に新田開発が行われたことは、この時期がいかに発展の時代であったかを示す証左でもあるが、下伊勢畑村の場合はあまりにも少な過ぎた。このため万治二年の農家が一三〇軒とみて、一軒当り八石六八二の平均持高であったのが、享保四年には二四三軒とみて一軒当り五石一五の持高にしかならなくなった。当然下層農民が増大したのである。

しかし、注意しなければならぬことは、下層農民といてもそれは一般的の意味での持高による分類である。彼らは一心経営を

成り立たせていた。それはもちろん多労働集約型の特産物生産に基盤を置いていたのである。それ故に、一般的な意味での持高による階層の分類は正確ではない。たとえば享保四年（一六一九）でみると、六人の組頭の持高は、弥右衛門が一七石余、吉兵衛が一六石余、忠兵衛が二石余、長兵衛と金左衛門が一石余、善兵衛が一〇石余と、六人中二人しか上層農民はおらず、四人は中層農民にしか過ぎない。それ故に、こうした村の階層構成は単純に持高では規定できないし、また持高で規定するとしても、一ラック下げて規定した方がよい。少なくとも繁栄している時期には、それでは下伊勢畑村の発展は、いつまで続いたのであろうか。それは寛文・延宝期までとみられる。延宝以降になると水戸藩領の農村は光圀治政末期の荒廃状況を呈するようになる。そして、それは元禄期に急速に回復し、享保期の安定した農村になる。しかし、伊勢畑はこの図式通りには回復しなかった。上伊勢畑村の場合、年貢の収

表7 永引荒廃田畑

年代	田	畑	合計
万治2年(1659)	0	0.176	0.176
天和2年(1682)	3.702	78.986	82.688
貞享5年(1688)	3.995	89.394	93.389
元禄13年(1700)	9.84575	118.25359	128.09934
宝永元年(1704)	9.773	122.478	132.251
享保11年(1726)	14.338	143.924	158.262
享保11年(新田分)	3.363	33.254	36.617

天和から宝永の数字は本郷分のみ。下伊勢畑区有文書 万治2年小割付帳（1659）と各年分川欠等改帳（427, 429, 439, 445, 454, 455）より作製

納高は一七世紀の盛時に達せず、かえって畑方は次第に永引の荒地が増大する傾向にあった。下伊勢畑村も同じ傾向にあった。年貢収納の推移はわからないが、この間表7にみるように荒廃による永引地は確実に増大した。そして、それは畑方に顕著に認められるのである。

享保期の下伊勢畑村は、一般にいわれるような安定した農村では既になくなっていった。むしろ下伊勢畑村は光圀治政末期の荒廃を完全には克服できず、主要産業である特産物を生産する畑方は、徐々に荒廃が進行していた。この時期、下伊勢畑村の繁栄は翳を呈していたのである。

三 宝暦元年に至る年貢収納の過酷さの増大

一七世紀末から下伊勢畑村は徐々に畑方の荒廃が進行していた。もちろんこの対策はたてられた。宝永三年（一七〇六）四月には、川欠畑一六石余の代地が渡された⁽²⁵⁾。村人達は再開発に励み、この内宝永六年に一六石八二を、享保元年（一七一六）に三八石九二を、同一年に五石一四三を再開発した。従って表7の享保一年の畑方荒地一四三石余は、正確にはこの分引かれて、内実は九七石三六九である。元文二年（一七三七）にも代地一二石六一四が立ち帰りになっている⁽²⁷⁾。しかしながら、こうした努力にもかかわらず荒廃は着実に進行した。下伊勢畑村は次第に困窮の度を高め、年貢に苦しむようになっていく。そのあり様を幸いにこの村には享保元年以来の指銭帳が残っているので、その出費の村役人出張の記事によりながら、以下に追ってみる。

特産物「煙草」の生産のために主穀の不足を来たすことは、既にこの時期から始まっている。享保元年（一七一六）に相川の三衛

門が火事となり、その夫食稗願が出された。これは特殊な例外であるが、夫食願は享保三年以降、毎年のように出されている。四年一〇月には、「当村百性⁽³³⁾困窮二付拝借願」が出された。これは金子の拝借であろう。五年一月には、「当村百性⁽³³⁾欠落仕候儀御訴訟又八拝借之儀」を願っている。生活できず欠け落ちする者が出たのである。六年には二月、三月、九月と夫食稗願が出された。

欠落も出る困窮の村方であった下伊勢畑村を襲ったのが、自然の災害であった。一般に享保期は安定した時期と理解されやすいが、実はしばしば自然の災害が襲った時である。水戸藩領もその例外ではなかった。特に下伊勢畑村は大きな損害を蒙ることになった。享保六年（一七二一）閏七月には、「水押の訴」が出されている。水害に襲われたのである。この年九月に三回目の夫食願が出されたのは、このためであろう。七年四月頃には、「電打訴」が出された。この年の雹の被害は甚大であった。下伊勢畑村の実情はつきりしないが、上伊勢畑村では畑方本郷分四六二石余の内、四七石余がこのために半納になった⁽³⁵⁾。下伊勢畑村でも同様であったに違いない。三月頃には夫食拝借がなされただけでなく、伝衛門が欠落した。そして、一月には拝借稗の延納願が出される事態に至った。

享保八年（一七三三）八月には再び「水押訴」が出された。このために少ない年は一二石程であった田方付荒引高が、倍以上の二七石余になった。畑方も「本郷分」九四四石余の内、三六五石が半納から四分の一減納になった。そのためであるう、一〇月には再び拝借稗の延納願が出された。翌九月にも前年分の延納願が出された。そして、この年に村嶋家の知行が上知になった。これに関して、庄屋庄兵衛は「未進詰御用二役所へ」行った。これらで未進があったとは記されていないが、既に未進があったの

である。この年の秋に代官が一宿しているのも、下伊勢畑村の困窮と無縁ではないであろう。

享保一〇年（一七二六）の史料は全く欠けている。一一年は前に指摘したように、代地三八石余の本郷分組み入れがなされた年であるが、逆に三月頃に芝付田方見分御用に役人が来村した。九月に永引改が実施された。そして、一一月に組頭金左衛門が永引芝付帳を郡奉行所に持参した。表7に享保一一年分として示した数値がそれである。荒廃の進行が止まらなかつたからこそ、この改は実施されたのである。三月には夫食願が出されている。なおこの年上伊勢畑村との「懸り合」穿鑿に役人が二人来て七泊した。両村の間に出入が起きたのである。

享保一一年（一七二六）、下伊勢畑村は年貢未進をした。どの程度の未進であったかはつきりしないが、この年の年貢が翌一二年五月に上納されている。なお一一年は上伊勢畑村の年貢割付状でみる限り天候異変はなく、むしろ畑方本郷分が一分増徴されている。そしてこれ以後、下伊勢畑村の未進は毎年常態化する。また一二年は閏一月に夫食願が出され、一〇月には夫食稗延納願が出された。

享保一二年（一七二七）の年貢も未進になった。一三年二月に、庄屋庄兵衛と組頭八衛門は代方未進の穿鑿に北方村に召出された。一二年の未進分は一三年二月、七月、一〇月、一一月と分納された。この間八月には、庄屋組頭全員が未進のために粟野村に呼出された。その上、この年は非常な水害に襲われた。八月に村役人は水押のために内改字付帳を作製している。年貢割付状によると、この年に田方「本郷分田」の内一石八一八が、各免分田の内五石六四七が、それぞれ六分取と五分取に減免された。さらにその後数年の内に、四分取と三分取にさらに減免された。事実上

荒地になったとみなしてよい。一方畑方は本郷各免九四八石余の内、一七九石余が半免から四分の一減免になった。このために翌年八月に永引改がなされ、新たに田畑合わせて一三石二七四が永引地となった。

享保一三年（一六二八）の年貢も未進になった。この分を翌一四年二月、四月に二回、六月と上納している。そして一四年三月に、下伊勢畑村を含む近隣の村々は享保一二、一三年の夫食拝借の延納を願って歎願をした。次のように記されている。

一七十九文 同人

是八年未両年分之夫食拝借仕候分、延御訴訟二村々く三合、下坏村阿わの村庄屋衆、御屋敷へ為登申候入目遣、粟野村へ遣申候。

ここで、「御屋敷」に行ったとあるのは一考を要する。なぜならば、夫食拝借は郡奉行と代官の「役所」に願い出るものだからである。それを「御屋敷」に行ったというのは、「役所」を越えて、すなわち越訴を上級者にした可能性があるからである。しかし、この後に尋問・処罰などの関連記事がない所から判断すると、村々の代表であるので郡奉行か代官が直々に「屋敷」で会ったと理解してよいと思われる。困窮化していたのは下伊勢畑村のみでなく、周辺一帯の村方に共通だったのである。なおこの年一〇月には御山守のために拝借金を願っている。

享保一五年（一六三〇）には再び水害に襲われた。このために一六年八月に永引改が実施されて、新たに本郷新田の畑方合わせ一八石九一五が永引地となった。³¹⁾なお田方の被害は不明であるが、上伊勢畑村の場合、八四石余の田方の内、四石程が半免が三分の一減免になっている。³²⁾下伊勢畑村の田方も多少の被害を受けたであろう。

享保一六年（一七三一）になると事態は一層悪化する。二月に庄屋組頭全員が前年の未進の事で北方村に召出され、一泊した。余程きつい穿鑿がなされたのである。この年は二月から未進金の上納である。三月には前年の浮役金は上納したが、一方では未進金の延納願が出された。その後三月、四月と未進金は上納されたが、未進金は皆済されなかった。四月に再び村役人は前年の未進金のことで高久村に召出された。何人の村役人が行ったのか、また何泊したのかは記されていないが、二月に北方村で全員一泊した時の費用が五〇〇文であったのに対して、この時は四〇〇文であったから、七人の庄屋組頭のほとんどが行き、一泊してきびしい穿鑿を受けたのである。五月にはまた三人の組頭が前年の未進金のことで大山村へ行った。未進金はその後八月に上納されたが、九月のこの年の初済期の上納は延納を願わなければならなかった。そのために庄屋庄兵衛と組頭三人が下小坂村へ行き、一泊した。そして、一月には延納の日請を願った。すなわち、何日には上納するので延して欲しいと願ったのである。この月庄兵衛は年貢上納の訴えをするために水戸に行き二泊したが、年貢が滞っていたために組頭二人が縄下になり、そのために粟野村に行かねばならなかった。そして二月には庄兵衛と組頭二人は高根村に行き、年貢皆済を命じられたが、日請を願った。三人は二泊した。日請年貢はこの月組頭の安左衛門が上納した。この年、下伊勢畑村がいかに苦境にあつたかは、夫食稗願を二月、四月、七月、八月、一月に願ったことがよく示している。こんなに何回も願ったことはかつてなかった。しかし、より重要なことは、このようにひどい年貢の未進・滞納がこれ以後常態化することである。

享保一七年（一七三二）も水害に襲われた。このために田方七升八合が新たに永引地となった。⁽³³⁾かくしてこの年、荒廃による永

引の田畑の総計は、本郷分で二二七石九四、新田分で四一石一六四、合計一六九石余と、⁽³³⁾代地の割渡の効果無しにする増大を示している。二月には夫食拝借がなされ、四月には追願が出された。そして、この年も正月から村役人は全員、前年の未進のことで大山村に召出された。前年分の未進は二月、三月に二回、そしてその後二回にわたって分納された。この間に一度、庄屋庄兵衛と組頭五衛門は下古内村詰になった。「詰」が何を意味するのか明記した史料はないが、以後の用例から年貢の人質とされたと理解できる。そして、この年の年貢皆済も日請になった。この時、庄兵衛と組頭三人は上穴沢村に、「一夜詰」となった。

享保一八年（一七三三）の二月にも、庄屋庄兵衛と組頭文左衛門は、未進御用で北方村へ行った。前年の年貢はやはり未進になっていたのである。判明する限り二月から五月にかけて、六回にわたって分納した。この内四月頃に水戸へ行った組頭安左衛門は二泊している。これとは別に三月頃に「未進金御用」で水戸の代官所へ行った組頭八衛門は、三泊している。普通水戸出張は一泊であるから、きびしく完納を求められたのに対して、ねばり強く実情を訴えたのであろう。このほかに五月頃に前年分とは記されていない未進金が上納されている。そしてこの年の年貢も未進になった。一月には中済期の上納が滞った。この時にも庄兵衛は組頭二人とともに、泊まりがけになった。

享保一九年（一六三四）には、再び水害に襲われた。このために翌年に畑方本郷分二石余が永引地となった。⁽³³⁾そして、この後もたびたび水害に襲われて、永引地は徐々に増大していく。

元文元年（一七三六）には、正月六日に年貢の訴えに組頭五衛門は水戸に行った。この年も前年の未進に追われ、正月から五月まで五回分納している。このほかに三月と九月と一月に、何年

分かの指定のない未進上納がなされた。しかも、正月、四月、六月と前年分の未進上納が滞った。七月にも未進が滞っている。こうした度ごとに、村役人達は水戸に二泊、三泊することが多くなつた。そして、一月にはこの年の初済期と中済期の上納が滞つた。特に二月には中済期の上納が大滞りとなつた。その都度村役人は代官所役人の出張先に召出された。二月には皆済金も滞り、庄屋庄兵衛と組頭二人はついに下伊勢畑村の寺院長昌寺を「先立」で、下坏村に行くまでになつた。そして、その直後に庄兵衛と組頭文左衛門は郡奉行所に召出された。その後また村役人は皆、皆済滞りのために大山村へ行った。一泊したとみてよい。ところで、この年の六月に庄兵衛は、「辰人別月切指上延引」したために「御立腹」を蒙り、水戸に六泊した。なぜ彼が人別の報告を遅らせたのか明記されていないが、この年「卯未進人御セさく御用并辰夫金村々御収納之節」、代官方役人が一人、一〇日にわたつて下伊勢畑村に逗留した。夫金は六月に上納されているから、おそらくこのために事務が渋滞したのではないだろうか。この年の未進は一〇日も代官方役人が穿鑿に逗留する程深刻であり、また藩の別の仕事をできなくさせる程、その追究はきびしかったのである。また一〇月と十一月には「拝借」を願っている。夫食願は四月に出された。この「拝借」は稗ではなく、定期的にみて金子であろう。すなわち、年貢の上納のために藩に拝借金を願つたのである。このことは、帳簿上は年貢は上納されたことになるが、実際は利子を加えて負担は後年に過重されて送られたに過ぎないことを意味する。事実、これ以後の下伊勢畑村はさらに年貢に苦しむことになる。

元文二年（一七三七）には、元年の洪水のために新たに一石余の永引地が加えられた。そして三年も未進の上納に追われた。六

月二回、七月、一〇月に未進は上納された。しかもそれは順調に上納されたのではない。二月に庄屋庄兵衛は未進金のごとで水戸の両役所（郡奉行・代官）へ行き、二泊した。同じ月で三月には組頭二人が上穴沢村へ、また同月庄兵衛は粟野村へ、七月に北方村へ、八月には組頭惣兵衛とともに上穴沢村へ行った。そして八月にはまた組頭次左衛門と上坏村へ行き、「代官様より御物成方納方被「仰付」に至つた。それだけ苦しかったのである。一方三月には夫食願が出され、五月にその面付帳を代官所に提出した。そしてこの年も水害に襲われた。七月にその訴がなされた。こんな現実だったから、この年の年貢も滞つた。八月には大豆金が滞り、三人の組頭が下坏村に一泊詰めた。一月には初済期が滞り、二月には皆済金早納が滞り、組頭二人が大山村に詰めた。そして皆済金も滞り、村役人全員が粟野村詰になった。皆済金は日割上納になった。

元文四年（一七三九）正月には、これまで記さなかつたが、毎年のように賦課されて来た御用金が、年賦となつて上納された。もちろんこの年も未進金に追われた。未進金は三月二回、四月、五月、六月、七月二回、八月にわたつて分納された。その間、物成のごとで組頭忠左衛門が二月に水戸に行った。また三月に庄屋庄兵衛は未進のごとで孫根村へ行った。そして九月に庄兵衛は組頭二人と孫根村に行き、「大代官様より諸上納之儀被「仰渡」になった。さらに十一月に庄兵衛と組頭次左衛門が、「拝借金并御未進金」のごとで粟野村へ行った。拝借金によつて未進金を完納にしようとしたのであろう。この年の年貢も滞り勝ちであった。八月には大豆金が滞り、組頭二人が北方村に詰めた。十一月には中済期が滞り、組頭三人が下坏村に召出された。十二月二日には皆済早納が滞り、組頭三人が下坏村に詰めた。一七日には庄屋

組頭は年貢皆済のために大山村に詰めた。二〇日には皆済金が日割になった。この時も庄兵衛は組頭忠左衛門と大山村に詰めた。夫食に関して、二月、三月に願い出たが、一〇月には延納願が出されている。

元文五年（一七四〇）も年貢は未進になった。寛保元年（一七四一）には三月、四月二回、五月、六月、七月、八月、一〇月に未進金は上納された。その間、四月に未進金が滞った。そのために庄屋庄兵衛と組頭忠左衛門は高久村で穿鑿を受けた。この月晦日には未進面付帳が提出された。この年の年貢も滞り勝ちであった。八月には大豆金が滞った。九月には初済期が滞った。一月には中済期が滞った。そして二月には年貢早納が滞り、組頭二人が栗野村に詰めた。一八日には皆済金日割上納のため、庄屋組頭は下坏村に詰めた。二〇日には組頭二人が北方村詰になっていた。

寛保二年（一七四二）も未進の上納に追われた。未進金は三月、四月、五月、七月二回、八月二回、九月、一二月に分納された。この間五月に、庄屋庄兵衛は未進の御用で上穴沢村に行った。八月には水害に襲われ、田畑の見分願が出された。寛保二年と延享三年（一七四六）の蔵入分の小割付帳を比べると、年貢は田方で一九石余と二二石余、畑方で二二五兩二分余と二二二兩一分余であるから、多少の減免になったのである。しかし、年貢は相変わらず滞った。八月には大豆金が、九月には初済期が滞った。一二月にも皆済金早納が滞り、組頭二人が下坏村に詰めた。次いで他の組頭文左衛門が上坏村に詰めた。そして、この年も代方皆済は日割となり、そのために庄屋組頭は上坏村に行った。この年は中済期を滞納したとの記事がない。一二月に拝借金を願い出て許可になっているから、そのおかげであろう。しかし、負担は過重さ

れて後年に送られたのである。

寛保三年（一七四三）の指銭帳は二月迄の分を欠いている。三月に夫食拝借追願が出された。前年からの窮状が続いているのである。未進は四月二回、六月、一〇月に上納された。上納がすみやかでなかったようで、この件で四月に庄屋庄兵衛が高久村へ、五月に組頭二人が下穴沢村へ、七月に組頭八郎次が高根村に行った。この年の年貢も滞った。六月に夫金が滞り、庄兵衛と組頭惣衛門が上穴沢村に一夜詰めた。九月には雑穀代と初済期を滞らせたために、再び庄兵衛は村方の長昌寺に同道してもらい、二回下穴沢村に行った。これまでにない滞り様だったからであろう。そして、一月には中済期が滞った。さらに拝借金まで滞って、庄屋組頭歩行夫の四人が大山村に詰めた。この月、代官へ年貢出辻帳を提出している。未進人のきびしい穿鑿がなされたのである。一二月一八日には組頭次左衛門が皆済のために赤沢村に詰めた。そして、代方皆済上納の日割を命じられた時には、皆済場へ村役人全員が詰めた。この年、窮状は一層深刻になった。一月には夫食延納願が出され、また身代金の穿鑿がなされた。破産する者が相継いだのである。

延享元年（一七四四）三月には、救稗願が出された。この月の内に救稗は許可になった。この救稗とは、この後四月に「救稗御内談御蔵出シ願」に庄屋庄兵衛は組頭八郎次と高久村へ行き、六月には組頭又兵衛が「御救稗買入直段御尋」のために代官役所へ行っているから、これまでの夫食稗と違って、大量の稗を藩が永年賦で村に貸し出し、村方はそれを売って資金を得る御救稗である。これも負担を後年に増大して送ることになる。この年の記載で特徴的なことは、未進の記載が少ないことである。八月に組頭善次郎が未進御用で水戸に行ったことと、九月に組頭八郎次が未

進上納に水戸に行つたことと、一月に庄屋次左衛門が未進帳面を下坏村に持参したことしか記されていない。しかし、一月に未進の帳簿を提出したことと前年の滞り様とから考えても、未進上納・御用がほかになかつたのではあるまい。いくつかの用件で出張した時に、ほかのより重要な用件だけを記して、未進に関しては記さなかつたものと思われる。そうしたより重要な記事としてはこの年、前の御救禱と元長入獄一件があげられる。元長は僧侶であるが、彼が長昌寺の僧なのか、最下層の墓守的存在であつた道心なのか、井殿山の修験の一人なのかははっきりしない。また、なぜ入獄になつたかも不明であるが、元長に関する記事は二月から一月まで六回ある。こうした僧侶が出るのも、村方の貧窮化と無縁ではありえない。そして、この年の年貢も多く滞つた。八月には大豆金残金が日請になつた。一月には中済期が滞り、庄屋次左衛門と組頭二人が上坏村に一泊した。一二月には玄米初が滞り、組頭八郎次が水戸に二泊した。そして、代方上納は日割となり、庄屋組頭は皆済場に詰めた。なおこの年四月に、庄屋が庄兵衛から次左衛門に代わつた。

延享二年（一七四五）には、前年に続いて御救禱が下げ渡された。未進上納は四月、六月、九月になされた。この間、六月に未進につき高久村に組頭二人が召出され、八月には未進御用で庄屋次左衛門と組頭武介が下坏村に詰めた。年貢も滞り続けた。八月には大豆金残金が日請となり、九月には初済期が日請となつた。一月には玄米初が滞つた。そして、閏一二月には皆済金日割書付を指上げ、上納にあつては庄屋組頭が下坏村の皆済場に詰めた。なお七月の御用金の指令には、次左衛門と組頭八郎次が上坏村に朝から詰めた。また一月には拝借禱の延納願が出された。またこの年、水害に襲われた。五月と八月にその訴えがなされた。ま

た出火があり、五月に次左衛門は長昌寺を同道して水戸に二泊した。しかし、この年さらなる不幸が下伊勢畑村を襲い、事態をより悪化させたはずである。それは上伊勢畑村ではこの年熱病のため到大勢病死し、以後急速に荒廃が進行したと伝えられる。程度に多少の違いはあつたとしても、このことは下伊勢畑村も同じであつたと予想できる。

延享三年（一七四六）には、六月に未進御用で庄屋次左衛門と組頭武介が北方村へ行つた。未進金は六月に上納されたが、一月には未進金が滞つた。この年未進に関する記事が少ないのは、元年と同じ理由である。夫食願は二月に出され、三月に追願が出された。九月には増言駒金が滞つた。そして、一〇月には返納禱の延納願が出され、同時に拝借金願が出された。なおこの年に砥山拝借金^⑤が下げ渡された。困窮の村方を救うために砥山開墾が企てられたのである。しかし、早々に中止となつてゐる。年貢も滞り続けた。八月には大豆金残金が日請となつた。九月には初済期残金が日請になつたが、これも一〇月に滞つた。一月には玄米金も滞つた。一二月には皆済金が日割になり、その上納に皆済場の高久村に庄屋組頭は詰めた。なおこの年六月に伝八が「乱身」して「おり」に入れられた。詳細は不明であるが、乱心して入牢したので、彼は一人で直訴しようとしたが、藩の役人に無礼を働いたのである。この事件も困窮故に起きた一件とみななければならぬ。

延享四年（一七四七）も正月から庄屋次左衛門と組頭勝衛門は、未進御用で水戸に召出された。未進金は六月、七月、八月に上納されたが、一月には滞り、その後日請上納している。三月には救禱願が出された。五月には砥山拝借金の年賦上納が申し渡された。不成功に終わる事業の借金だけが、村方に重くのしかかつて

来るのである。八月には駒増言金が再び滞った。そして一月には拝借金願が出された。この年八月にも洪水の訴えが出された。そして、年貢の滞りも相継いだ。三月には玄米金が滞り、召出されて組頭勝衛門が水戸に行き、二泊した。六月には夫金が滞り、召出されて庄屋次左衛門と組頭惣次衛門が大山村に行った。七月にはその延納願が出された。またこの月には給人への玄米割御免願が出された。九月には初済期が滞り、次左衛門と組頭善次郎が召出されて水戸に行き、二泊した。一月には中済期の延納が願われた。二月には皆済金が日割となり、庄屋組頭は皆済場大山村に詰めた。下伊勢畑村の年貢は未進・滞納の連続であった。そのためこの年の一月二六日から一泊、二月一六日から二泊、代方収納御用に、西野与左衛門が出張して来た。ついに代官所役人が直接取立てに出向くに至ったのである。

寛延元年（一七四八）四月、下伊勢畑村の内六〇三石二が新たに松平大蔵大輔^⑧の給分となり、ほかの給人は整理されて、残りは蔵入分となった。そしてこの時から、下伊勢畑村の年貢収奪はより過酷な方法で実施された。ただし、この年の指銭帳は破損がひどく、かなり失われている。判明する限りで記すと、未進金は正月、二月に上納された。この年は天候異変の年で、六月に「大水押御訴」が出された。さらに七月には豊打場の夫食願が出され、さらに追願している。この願いは八月に許可されたが、不足だったようで九月にさらに追願した。一〇月にはこの面付帳を代官所に提出するとともに、秋作の減免願をしている。閏一〇月にはこのために代官所と大蔵役所へ拝借金を願った。拝借金は一二月に許可になった。年貢の滞りも相変わらずであるが、領主側の対応はよりきびしいものになった。正月に大番金を滞らせて代官から召出され、庄屋次左衛門と組頭勝衛門は水戸へ行った。五月には

大蔵分夏成金が滞り、横瀬村に召出されて組頭勝衛門が二泊した。その後も大蔵分不調のために村役人が横瀬村に「留」められ、一泊した。留とは詰と同じく人質になることであろう。六月には夏成金が不調のために次左衛門が水戸に召出され、「押被」指置して四泊した。さらに召出されて組頭八郎次が水戸に行くとか何となり、彼は「彼是才覚」のために三泊した。六月にはまた、大蔵分の不調で村役人が水戸に召出されて三泊した。七月に夏成金は日請になった。この時も村役人は召出されて二泊した。八月には大豆代金が日請になり、組頭又兵衛が二泊した。また蔵入分が滞り、村役人が北方村に召出された。一〇月には中済期が不調で、村役人一人が水戸で二泊した。大蔵分も不調で横瀬村へ行った組頭二人は呵・留となり、三泊した。そして二月には庄屋組頭は赤沢村の蔵入分の皆済場に詰め、次いで三美村の大蔵分の皆済場に詰めた。このほかに三月七日から二泊で西野与左衛門が収納御用に、六月二九日から七月七日までと九月二〇日から一〇月三日までと一二月八日から四泊で大森吉衛門が、一〇月一八日から三泊で森嶋五衛門が、大蔵分の収納御用に來村した。

寛延元年（一七四八）は災害の年であった。それ故にこの年の年貢は減免になった。このことを直接証明する史料はないが、残された小割付帳によると、延享三年（一七四六）の「畑方本郷分」の取箇は六ツ五分であったが、寛延二年は六ツであり、宝暦二年（一七五二）、三年は六ツ二分であり、そして四年以降は六ツ三分となる。従って寛延元年の災害で減免された分を序々に回復させたが、ついに元の高さには戻らなかったとみなせるのである。

寛延三年（一七五〇）は、正月から大蔵分の未進金が滞り、組頭勝衛門が水戸に三泊した。この月庄屋次左衛門はこの願いのために水戸に行った。大蔵分の未進金は日請となり、二月に上納さ

れた。三月にも上納されたが、この月には大蔵分未進御用で召出され、次左衛門と勝衛門は三美村に詰めた。しかし、日請上納は不足となり、勝衛門は二夜留となった。四月にも同分の未進月割日請が滞って召出され、次左衛門と勝衛門が水戸に行つた。七月にも同分が滞り、組頭吉兵衛が石塚村に留になった。八月にも同分が不調となり、組頭惣衛門が水戸に行き、二泊した。一方夫食願は一月、二月と出された。三月には前年の返納稗の不足分を借用していたのを上納した。一二月にも同様の上納をした。拝借金は一〇月に願つた。こんな調子であるから、滞りも絶えなかつた。一月には大蔵分の日請金が滞り、惣衛門が水戸に三泊した。四月にも日請金が滞り、吉兵衛が水戸に二泊した。六月には玄米金が不調で、延納を願つた。八月には雑穀代が滞り、組頭八郎次が高野村へ行き、一泊して日請にした。同じ月に再び雑穀代は不調になり、組頭文衛門が高野村で一泊し、次いでその日請願にまた八郎次が横瀬村に一泊した。一二月には大蔵分の中済期が滞り、八郎次は水戸に二泊した。この訴願には一日知院も同行した。再び僧侶を頼んだのである。しかし、次いで大蔵分の皆済金早納が不調になり、組頭惣次衛門は三美村で留となり、一泊した。さらに皆済金も不調になり、このため吉兵衛は水戸で二泊して才覚し、上納した。また三美村での大蔵分の皆済も滞り、呵となったために三美村の社家を頼んだ。また高久村での蔵入分の皆済には、庄屋組頭がわかるがわる詰めた。この時にも呵となり、宗教者が頼まれていた。そしてこの年も、六月五日から一三日まで大蔵分の収納方役人小池清衛門が来村した。なお五月に芝付追願が出された。荒廃は一步一步進んでいたのである。

宝暦元年（一七五一）には、収納の過酷さは一段と増大した。この年も正月から大蔵分の未進不調に悩まされた。二月には滞り、

三月にはその内の潰人分と奉公人分の御救願が出された。潰人分が明確に問題となって来たのである。この月組頭の吉兵衛は、前年の不納の物成稗不足分を才覚するために水戸に一泊した。しかし、四月には大蔵分の未進金滞りのために、組頭の惣衛門と甚内が四二日の入獄に処された。庄屋次左衛門は水戸に召出されて、呵・九日間の宿預けになった。大蔵分の未進金は五月に二回上納されたが、一回は日請であつた。しかし、六月には再び不調となったので水戸で借金をして上納したが、月末にはまた不調になった。閏六月にも一度は上納したが、二度目は不納になり、水戸に召出されて惣衛門が二泊した。七月には大蔵分の未進金は不調のために日請となった。この月には芝付追願が出された。年貢の滞りも相継いだ。六月には大蔵分の上納金が不調となり、組頭八郎次は水戸に二泊して借金をした。七月には大蔵分の月割金日請につき、次左衛門が水戸に召出された。そして八月には雑穀代が滞り、組頭惣次衛門が野口村に留となった。九月には大蔵分の初済期が不調となり、再び惣次衛門は三美村に留となった。一〇月には拝借願が出されたが、大蔵分の残米代が滞つた。一月には大蔵分の中済期は日請となったが、結局滞つた。蔵入分も同様である。二月の皆済には、庄屋組頭がわかるがわる皆済場の野口村と長倉村に詰めた。しかし、蔵入分の皆済は滞り、そのために長昌寺を頼んだ。惣衛門は馬頭村に入獄となった。大蔵分の皆済にも、庄屋組頭は皆済場北方村に詰めた。この皆済も不調となり、北方村三蔵院を頼んだ。また惣衛門は菅又村で一泊留められた。結局吉兵衛と八郎次が蔵入分と大蔵分の皆済金を水戸に持参したが、なお五泊して金子の才覚をした。この時は光台寺の使僧を頼んだ。なおこの年も二月に収納御用に潮田全衛門が来村し、三泊した。

表 8 享保・宝暦年貢対照

	享保18年	宝暦3年
荒地高	172石379	237石073
田方年貢	21. 572	20.612 (21.325)
畑方年貢	605. 520	545.704
同金高	-----	(216兩2分1404文)

下伊勢畑区有文書 享保18年年貢割付状(1571)
 宝暦3年小割付帳(1577, 1578)より作製
 ()内含口米金(口米金は3%)

五分から六ツ三分に引き下
 げるとともに、同分の内か
 ら二一石七三三の悪所分を
 認めて、二ツ七分の低い取
 箇にする一方、本新田の畑
 方荒地の内一三〇石四〇五
 に、一ツ三分から九分の年
 貢を賦課するようにした。
 わずかばかりの減免をする
 一方で、増徴の努力を、そ
 れも取れるはずのない畑方
 荒地から年貢を取る努力を
 怠らなかつたのである。
 こんな過酷な現実にあつ

四 宝暦二年の一揆
 三でみたように、水戸藩は享保以来一貫して下伊勢畑村に過
 な年貢を賦課した。そして、下伊勢畑村が未進・滞納で苦しむに
 もかわらず、困窮し潰れ人の出る下伊勢畑村の年貢を減免しな
 かつた。少なくとも下伊勢畑村の窮乏化を阻止するに十分な減免
 をしなかつた。表8は享保期の年貢高の判明する最後の年である
 享保一八年(一七三三)と、次に全村分の年貢高が判明する宝暦
 三年(一七五三)の年貢高を対照したものである。これをみると、
 年貢は畑方で一割程度減っているにすぎないことがわかる。
 その一方で荒地高は六四石余も増えて、一三七石余になった。こ
 の間に水戸藩は先に述べたように、「畑方本郷分」の取箇を六ツ

指上げに行
 った。それ
 ぞれ水戸に
 二泊してい
 る。水戸で
 の仕事は普
 通一泊です
 むはずだか
 ら、二泊し
 たというこ
 一月六日に庄屋次左衛門は例年どおりに新年の祝儀に両役所を
 おとすれた。一六日にはこれも例年どおりに諸人馬帳諸職人帳を
 指上げに行
 った。それ
 ぞれ水戸に
 二泊してい
 る。水戸で
 の仕事は普
 通一泊です
 むはずだか
 ら、二泊し
 たというこ

表 9 宝暦2年農民階層

持高	人数	人数	%
24~27	1	5	2.5
21~24	2		
18~21	1		
15~18	1	54	27.4
12~15	4		
9~12	9		
6~9	41	138	70.1
3~6	93		
0~3	45		
合計	197	197	100

下伊勢畑区有文書「下伊勢畠村申年中
 指銭帳」(1775)より作製。神官2名は
 除いた。

たから、下伊勢畑村の農民は次第に潰れて行った。表9は宝暦二
 年(一七五二)の指銭帳によって、農民階層をみたものである。
 指銭帳には一九五人の農民が書き上げられている。これに引高の
 ために記されなかつた庄屋組頭計二人を加え、また残り四人の組
 頭の持高には引高の一〇石を加えて表示した。このほかにこの年
 この村には二四人の新田百姓と、何人かの無高の水呑がいるはず
 であるが、大勢をみるには影響はない。表9を表4と比べると、
 この三三年間に二〇軒高持百姓が減少している。それも三石未満
 層が二七軒減っているから、極貧層から潰れて行ったのである。
 宝暦二年(一七五二)の下伊勢畑村は荷重な年貢を賦課され困
 窮化し、潰れ百姓が続出する現実にあつた。未進・滞納を重ねる
 この村に、水戸藩は年貢収奪の手を少しも弛めなかつた。むしろ
 厳罰を以て臨んだのである。宝暦二年九月二日、下伊勢畑村の
 小百姓はついに一揆を起こす。そこでこの年の経過を、これまで
 以上に詳しくみてみよう。

とは書かれていない、何か別な用事があったということになる。一方組頭惣次衛門は、大蔵分の未進金等が不調になったので延納を願うために、一五日に水戸に行き二泊した。一七日には、組頭又衛門が黒鞆に同道して水戸に来て二泊した。一方村方には一月一八日から二月四日まで、郡方役人の川辺武七と宇野伊助が荒地芝付改に滞在した。

二月一日に次左衛門と組頭八郎次は芝付改の御礼に水戸に来たが、大蔵分の未進金滞りのため召出しの御用もあり、大蔵の役所へ行き呵となった。水戸に三泊して金子の才覚にあたった。一六日には惣次衛門が、大蔵分の未進金上納に朝から石塚村に詰めた。二〇日には次左衛門が、芝付帳と代方未進金の御用に水戸へ行き三泊した。この後、八郎次が大蔵分の未進御用で管又村に詰めた。大蔵分の未進金は二六日に上納された。しかし、完納されたのではない。この後、組頭惣次衛門は厩方から御用召しとなり、下檜沢村に行つて二泊した。増言駒金も滞っていたのである。一方村方には代官所の森伝五衛門が、二八日まで収納御用に來村した。

三月七日に次左衛門は組頭吉兵衛とともに水戸の大蔵の役所へ行き、未進金の年賦願をした。もはや上納できる見込みはなくなっていたのである。この願いに大蔵役所は、吉兵衛は二泊で帰したが、庄屋次左衛門を五泊の留めにした。高圧的に対処したことが伺われる。その後、次左衛門は水戸に来て、郡奉行所に芝付下免願を提出して三泊した。蔵入分と大蔵分の未進金は惣次衛門が上納し水戸に二泊したが、もちろんこれも完納ではなかった。二五日には大蔵分未進年賦願のことで召出しとなり、次左衛門と吉兵衛は再び水戸に行き、吉兵衛は二泊で帰ったが、次左衛門は四泊した。次左衛門は休む間もなく、二九日には大蔵分の月割未進金

が滞り、再び水戸に召出されて留めになり、二泊した。この間、組頭の吉兵衛と甚内は穿鑿を受け、上納金のために働いた。このような現状であったから、未進金を年賦にすることはこの村の悲願になっていた。

四月六日には甚内が、蔵入分未進月割上納に水戸に行き二泊した。九日には次左衛門が大豆品納の一方、未進金年賦願のために水戸に行き、書き直した願書の「意味御尋」に四泊した。しかし、一八日には蔵入分未進金が滞り、惣次衛門が訴えに水戸に行つて二泊した。その後も月割上納金が滞り、大蔵役所へ吉兵衛は訴えに登り、三泊した。

五月二日には再び大蔵分の未進金が滞り、召出しにより次左衛門は福田村に行き、水戸に回つて二泊した。大蔵分の月割未進金は七日に八郎次が水戸に行つて上納し二泊しているが、これらの事実は未進金の上納が月割とか日請とかの方法では、もはや上納できなくなっていることをよく示している。その後、惣次衛門が蔵入分の稗金上納に水戸に行き二泊した。二一日には再び大蔵分の月割未進金が不調になり、延納を願うために吉兵衛は水戸に二泊した。その後すぐに惣次衛門が大蔵分の月割未進金を持参して水戸に二泊したが、二五日には同分の月割未進金が滞り召出しとなり、吉兵衛は扱の森伝五衛門から「敵敷被_レ仰付_レ」、五泊して金子を才覚した。一方次左衛門は二六日に蔵入分の前年分の城米金納分が滞りとなったために召出しとなり、呵となって水戸に五泊した。この時に次左衛門は扱の役人に訴えるために修験を頼んだ。また代官所に訴えるために正暦寺を頼んだ。

六月六日も大蔵分の未進金が滞り、召出されて次左衛門は呵となり水戸に四泊した。この時に吉兵衛は、七日に調金を持参して水戸に二泊した。一方村方には五日から一六日にかけて、再び

森伝五衛門が収納御用に來村した。

七月一日には荒地芝付下免が命じられた。この御用で吉兵衛と八郎次は水戸へ行つたが、この時は普通どおり一泊で帰つた。一七日に次左衛門はこの御礼と大蔵分の未進金年賦手形を提出しに水戸に行った。四泊している。大蔵分の未進金は願いどおり年賦になった。しかし、その条件はここでは記されていない。その後次左衛門は大蔵分の未進金七月份の上納に水戸に行き、面付帳を提出して三泊した。二九日には又衛門が同様に水戸に行き、二泊した。

八月五日には又衛門が蔵入分の未進面付帳を提出し、水戸に二泊した。一六日には次左衛門が蔵入分の前々年分の残米代を持参し、また召出しによつて大蔵役所へ行き、水戸に二泊した。一七日には甚内が蔵入分の大豆代を上納し、水戸に二泊した。二八日に次左衛門と八郎次は水戸に行った。次左衛門は前に提出した未進年賦手形を、利息付の手形に書き直すように迫られた。年賦にするにあつては、利息が要求されたのである。大蔵がその分他から借金をする、その利息が考慮されたのであろう。一方八郎次は大蔵分の未進月割が不調のために呵となつた。二人は知敬院を頼んで訴え、四泊した。

九月八日には吉兵衛が小払手形引替に代官所へ行き、水戸に二泊した。一方村方には一日から二日にかけて、増言駒金収納に江川市郎衛門と木原庄蔵とが來村した。下伊勢畑村は郡奉行所代官所、大蔵役所ばかりでなく、厩方役所からも追徴を受けるようになっていたのである。

下伊勢畑村は未進に追われて苦境の中にあつた。村役人は大蔵分の未進を年賦にする交渉をしていた。しかし、交渉は利息をつけるなど、村方の望みどおりには運んでいなかった。九月二一日、

ついに小百姓達は一揆を起こした。その日の記事は次のように記されている。

九月廿一日
一鏢五百文
八郎次
次左衛門

是八大蔵太輔様分御未進金、三ヶ年符被^レ仰付^レ候所、又々小百姓登^レり、永年符願^二登^レり申候^二付、役人跡追仕引替^シ登^レり申候。然所御役所様より村役人御しかり被^レ仰付^レ、依^レ之御訴訟二相かゝり、逗留仕、五泊り雜用仕^レ申候。

これによれば、大蔵分の未進金が三年賦に命じられたのを不満として、小百姓が永年賦を求めて水戸に出発したのである。ここで「又々」とあるのは注目される。これ以前にも小百姓達が同様の行為をしたことを意味するからである。それがいつか、この年のことか、これより何年か前のことかはわからない。ともかく出発した小百姓達の跡を村役人達は追掛け、彼らを村に引返させた。それから村役人の内、次左衛門と八郎次とは水戸の役所（郡奉行所が代官所が大蔵役所か不明）へ行つたが、呵となつた。彼らはそれから訴訟のために五泊した。何を訴えたかはここには記されていないが、一つには小百姓達の宥免である。そしてそれ以上に小百姓達の意を体して、執拗に永年賦を願つたに違いない。この訴訟には龍法院を頼んだ。しかし、この時は永年賦願は認められなかつたとみさせる。なぜならば、この後も永年賦願は提出されるからである。

ところで、下伊勢畑村の小百姓達が小さな一揆を起こしたことに、水戸藩がどう対応したかは、右の史料以外は全くといっていい程不明である。処罰者の記載はないから、それはなかつたとみさせる。村役人達は役所の了解をえた上で、おそらく一に引用した「富強六略」が指摘しているように、表面取繕つて処理したの

である。ただし、一つだけ領主側の対応といえるものがある。それは翌年の指銭帳に着けられた符箋である。それは次のように記されている。

困窮郷其村計二八無_レ之_レ処、御 之毎二訴訟致し、礼儀多
候。以 村役人并百性_{（三）}一同申合、不取 無_レ之様心掛ケ可_レ
申候。度々訴訟候八、村々傷二相成候。平生心掛 念無_レ
之様可_二申合_一候。以上
戌六月 小田倉重介
高田又兵衛

これは「戌」とあるから、宝暦四年（一七五四）六月に指銭帳の改を受けた時に着けられたものである。困窮郷は下伊勢畑村ばかりでないのに、この村は訴訟が多い。それは村の傷になるから平生から心掛けて、訴訟などすると通告しているのである。これは明らかにおかしい。村人達がなぜ訴訟をしなければならぬかを考えていない。他村の事例は明らかに出来ないが、確かに下伊勢畑村の村役人はよく訴訟_二願_一い出をした。そのために水戸に行くことが年々増加した。本節では宝暦二年の村役人の出張記事を全て紹介するが、その総数は五一回である。それも圧倒的に水戸であり、泊る日数も二泊以上がほとんどである。かつてはこんなにたびたび出張はしなかったし、水戸行も普通一泊であった。たとえば享保三年（一七一八）には、水戸一泊九回、二泊四回、近村日帰三回の一六回にしか過ぎなかった。なぜこんなに増えたのか。それはもちろん過重な年貢に苦しんだからである。延納や御救を願ったり、金子の才覚に走り回ったりする一方、たんに上納に行った時でも二泊していることに示されるように、いろいろな手段、手蔓を用いて運動をしていたといえよう。村役人達はねばり強く交渉して来たのである。もちろんそれは下からの小百姓

達の突き上げ、潰れかねない悲愴な彼らの願いに支えられていたのである。

小さいとはいえ一揆にまで高揚した状況の中、この後も年貢収納期の悪い条件にもかかわらず、下伊勢畑村の農民達はねばり強く戦った。

九月二十五日には、吉兵衛が初済期が滞ったために上坏村に詰めた。

一〇月四日には次左衛門と吉兵衛とが大蔵分の初済期日請金を上納するとともに、永年賦の追願をした。永年賦でなければ村は成立たないのである。またこの時藩の役所には、拝借金と延納稗のさらなる延納を願った。彼らは水戸に四泊した。一三日には吉兵衛が大蔵分の初済期日請金不調のため延納を願い、水戸に二泊した。一九日には次左衛門は大蔵分の未進金のことと召出されて役所に行き、利息付手形に直す一件を訴えた。四泊した。二〇日には吉兵衛が蔵入分の初済残金滞りのため、訴えに粟野村に行き一泊した。二五日には役所から大蔵分の永年賦願のことで「村々庄や御召寄」になったので、次左衛門は水戸に行き八泊した。「村々」とある限り、この時永年賦を願っていたのは下伊勢畑村のみではなく、他の大蔵知行の村も願っていたのである。ただし、その詳細は不明である。二七日には甚内が割付状を請取りに水戸へ行き、三泊した。

一月一日から二日にかけて、村方には野島小衛門が増言駒金収納に来村した。二日には八郎次が蔵入分日請金を上納し、水戸に二泊した。そして二五日には、「中済期金滞二付、百性共御縄下被_二仰付_一候」事態に至る。普通縄下になるのは村役人であるから、一揆を起こした小百姓達に対する領主側のこたえであろうか。この時八郎次は長昌寺とともに上六沢村から高野村まで訴えに行

き、一泊した。その後八郎次は代官所へ拝借願に行き、水戸で一泊した。

一二月になると、惣衛門が大蔵分の中済期の残金が滞ったために、水戸に行き二泊した。この時には知敬院を頼んだ。そして、皆済時に庄屋組頭は蔵入分の時は大山村に、大蔵分の時は大蔵村に詰めた。人質となり、その間一部の村役人が金子の才覚に走り回ったのである。日数は明記されていないが、金額からみて、二、三泊はしたと思われる。

宝暦二年（一七五二）は、これまでになく過酷な状況にあったといえる。一揆が起きただけでなく、厳しい年貢の取り立てのために、小百姓さえも縄下に処せられた。こうした中で村方の大蔵分未進金永年賦願は、具体的にどう処理されたか不明であるが、この後大蔵分永年賦未進金が上納されるから、一応は願いは聞き届けられたのである。しかし、藩側の厳しい姿勢はこの後も続く。

五 安永六年までの概観

大蔵分の永年賦願は聞き届けられた。しかし、藩の厳しい態度は変わらなかった。下伊勢畑村はこれまでと同様に重い年貢とその過酷な収奪に苦しんだ。そこで本節では安永八年（一七七九）の一揆に至るまでの経過を、特徴点だけを要約的に見て行くことにする。

宝暦三年（一七五三）には年貢滞りのために、神官・僧侶を八回頼んでいる。

宝暦四年（一七五四）の指銭帳のはじめには、水戸泊りの御用は「早々相済罷歸」するようにとの符箋が着けられている。歎願を

繰り返したからである。四月に庄屋次左衛門と組頭八郎次とは、古徳屋吉左衛門指替金のごとで郡奉行所に召出された。この一件ははつきりしないのだが、宝暦一年には「古徳屋欠所、年賦人上納納納手形引替指出し候様」に命じられ、その後明和四年（一七六七）まで古徳屋年賦金上納の記事がみえるから、古徳屋に年貢を代納してもらったのであろう。というよりはむしろ、給人大蔵が古徳屋に下伊勢畑村の年貢を抵当にして借金をしたと考えた方がよいかも知れない。その後古徳屋は破産もしくは処罰され、その年賦金は代官所に上納されるようになったと考えられる。また、七月頃に干害の訴えが出された。一月には中済期残拝借上納滞りのために、組頭荻衛門が縄下になった。

宝暦五年（一七五五）八月一日には、井殿山の役銭の半減が願われた。霊場も荒廃化とともにすたれて来たのである。そして、この年も年貢は滞り続けた。ついに蔵入分滞りのために、組頭重衛門が二月一七日から一月一日まで部垂村に入獄となり、庄屋次左衛門は二月二日から一月一日まで太田村に入獄となった。また大蔵分滞りのために組頭八郎次が、二月三日から一月二日まで部垂村に入獄となった。このために二月から正月にかけて、ほかの組頭達は御寺を頼むなど奔走している。またこの年の指銭帳の末尾にも、水戸御用に長逗留するなどの符箋が貼られた。

宝暦六年（一七五六）の指銭帳は一月中旬からの分しか残されていないが、この年の年貢も滞り続け、ついに皆済も滞った。ただし前年のように村役人が入獄となることはなかったが、やはりかなり厳しく責められたようである。そのために阿弥陀寺に一分八百文と清光院に三百文、御礼として渡した。普通この種の礼銭は一日百文であるから、二〇日以上も僧侶に依頼したのである。

なお一月一六日に潰人面付帳を提出した。潰人が続出し、無視することが出来ない問題となっていたのである。

宝曆七年（一七五七）三月に大蔵分の大豆粕が滞り、庄屋が入獄となった。この時の庄屋は前年に交代した八郎次である。そして三月二〇日からは先庄屋八幡拝借金のことの問題となっている。八幡金とは何か明らかに出来ないが、次左衛門はこのほかに駒金と御救稗代を未進にしていた。そして、次左衛門家は潰れてしまった。このために下伊勢畑村は明和年間に至るまで、その返済に苦しむのである。もちろん彼の借金は彼のためのものではなく、村のためであった。五月一五日から二三日まで収納御用に來村した森伝五衛門は、次のように命じた。

銘々役人納辻次第御詮義被_レ成、役人共より田畠を為_レ売、或
八山敷等ヲ立払ニ罷成候而、段々跡月割ニ御切訳ケ上納被_二
仰付_一候。

田畑を売って年貢を皆済するように命じられたのである。この文章では売る人は未進者か村役人が不明確であるが、年貢皆済の責任を負う村役人は、率先して売らざるをえなかつたに違いない。同様に庄屋達村役人は、年貢皆済のために自らの名で借金したのである。次左衛門の前任者の庄兵衛に関しては、庄屋辞任後の延享三年（一七四六）八月に、たびたび郡奉行所から召出されたが病氣のために、組頭善治郎が訴えに行つたとの記事がある。同様に未進分の負債を負っていたからであろう。その後庄兵衛家は持高を減らしていく。

その後八郎次は、六月一三日に舩夫金六月上納が丸不納になつたために、水戸に行つてそのまま清光院へ入寺してしまつた。彼は庄屋の役義に耐え得なかつたのである。彼にも諸拝借があつたことが、宝曆一三年（一六六三）の指銭帳によって知られる。八

月一〇日に庄屋は吉兵衛に代わつた。このほかに六月一三日には夏成不調のために組頭善兵衛が縄下になり、七月一日に彼は夫金滞りのために清光院に入寺した。また、一二月一七日の皆済の時には組頭清蔵が、縄下になつた。なおこの年は洪水のために永引改がなされて、一〇石余の田畑が新たに引かれるようになった。一、二石の引高が加えられるのが普通だから、かなりの被害を蒙つたのである。

宝曆八年（一七五八）も年貢の滞りと御救のための延納と拝借の記事が続く。そして、この年から御用の際に使う燈明用の油をこれまで買っていたのを、百姓二二〇軒から荏三斗を取ることに変更した。村入用の節約のためである。ところでこの二二〇軒とは、ともかく経営を成立たせている農家数と思われる。なぜならば、この年の面割軒数は一六九軒、実際に記載された軒数は一八三軒（神官を含む）と、これより多いからである。また記載された実数は、六年前の表9の数より一四軒少ない。潰れ百姓が続出していたことを示している。

宝曆九年（一七五九）も状況は変わらない。ただこの年の村役人の出張記事は、なぜか例年の半分程度に減っている。一〇年も同じである。この年には先庄屋八郎次が、宝曆六年分の年貢の手形を紛失する一件が起きた。このような事件が起きたのも、あまりにも過重な年貢から逃れたいという気持があるからであろう。またこの年、惣次郎と忠蔵とが懸り合い一件を起こした。詳細は不明である。

宝曆一一年（一七六一）六月二九日には洪水となり、「諸作水押悉当り申候」状態になつた。八月には小野七と惣次兵衛が御立山で無調法を働き、「重キ御呵」になつた。藩に対して村民が不穏な動きをするようになったことを示す一件である。一〇月二〇

日には初済期日請が滞ったために、組頭伊兵衛が縄下になった。そしてこの年から、村入用の引方に漬人分が計上された。この年は一石三九五とわずかであったが、次第に増大していく。漬人分の対策を正面からとらねばならなくなったのである。⁽³³⁾

宝曆二年（一七六二）正月三日には、荒地土免年季明けに、「一向元之通切起シ候分無^レ之候而八相立不^レ申」と命じられて、内改をして荒地分を悪所分に繰上げた帳面を作って願ひ出た。確かに小割付帳によると、宝曆一年の畑方悪所分二一石余、荒地分一〇〇石余に対して、二年は二六石余と九四石余であるから、下伊勢畑村の農民達は水戸藩の無理な増徴要求に従ったのである。なおこの前後に立歸りの打出もしばしば実施された。⁽³⁴⁾そして一〇月には洪水があった。一月には大蔵分の中済期と拝借返納が滞ったために、入獄が命じられた。

宝曆十三年（一七六三）からは、村役人の出張回数は三分の二程に減る。水戸藩が指導を強めたためであろう。もちろん窮状は変わらない。一月二日には先庄屋八郎次の諸拝借が滞ったために、倅幸介が前年一二月以来入獄になっていた。その訴訟のために庄屋吉兵衛は長昌院とともに水戸で三泊した。また八月一三日には、「荒島場所へ新百姓⁽³⁵⁾取立開発仕度願^レ」つて、吉兵衛と組頭惣内は水戸へ行った。荒畑に新百姓を取立てるとは無理な計画である。既存の村人達は、年貢が高く不利だからこそ再開発しないのである。家作願は翌年出された。そしてこの年、村用に使う切紙・西の内紙・筆・墨・鼠半切の上限を定めた。貧窮化する村財政を、少しでも逼迫させないための措置である。

明和元年（一七六四）三月二十九日には、「妻作風当り御訴^レ」が出された。冷害になったのである。そして、六月には善蔵と大島村伊三郎とが懸り合い一件を起こし、善蔵は呵になった。

明和二年（一七六五）四月一六日は洪水であった。そして七月は干害となり、「田島悉ク相傷^レ」む状況となった。このためにこの年の年貢は小割付帳によると、田方一一石余で半分強、畑方二〇二兩二分余で一割程減免になった。また正月に幸七方へ、磯浜村孫市漬弁が命じられた。彼は村外の孫市から借金をしていたのであろう。明和三年も天候異変に悩まされた。六月八日には干害のために「田方植付不^レ相成^レ」分を訴え、逆に七月二日には洪水のため見分を願った。そしてまた干害に襲われ、「夏秋作共旱魃二付大違^レ而上納当^レ無^レ御座^レ候^レ」状態になった。このために小割付帳によると、この年の田方の年貢は半分強、畑方は五パーセント程引かれた。また四月には、困窮人共が国長村六兵衛に畑を売り難儀をしていると願ひ、拝借金を得ている。村外の者に田畑を売らざるを得ない程、下伊勢畑村の窮状は深刻化していたのである。明和二年、三年の不作は下伊勢畑村の窮状を、さらに深刻なものにしたに違いない。

明和四年（一七六七）九月には大蔵分⁽³⁶⁾の初済期を滞らせたために、組頭二人が縄下になった。またこの年から村入用の内、二貫文は村酒運上から出すことになった。困窮の中、村の財源を捻出したのである。

明和五年（一七六八）二月には、人馬役が御免になっている。労働力たる人馬が不足してきたことを如実に示している。この年の指銭帳の面割の軒数は一四七軒、宝曆六年（一七五六）は一六九軒であったから、二二年間に二二軒も減った。一方指銭帳記載の実数は一六四軒であるから、宝曆六年の一八三軒よりも一九軒減っている。それだけ二二年間に荒廃が進み、人口（労働力）と経済力が減少したのである。なお七月には嵐のために、「田島作毛相当り^レ」、御救いを願った。一〇月には大蔵分の初済期を滞らせ

て、組頭二人が縄下になった。

明和六年（一七六九）六月には、漬平介後家ちよが直訴した。詳細は不明であるが、彼女は藤衛門と懸け合い一件を起こしていた。ちよは南郡に追放となり、藤衛門は閉戸になった。この一件も村方困窮化の中で、互に債務から逃れようとして起きた一件とみなせよう。一二月には大蔵分の上納滞りのために、組頭利衛門が入獄になった。

明和七年（一七七〇）正月にも人馬役は御免になった。四月には太介が不身持のために、郡奉行の御回り先で縄下になった。不身持の内容は明らかでないが、困窮化に根ざしていることは間違いない。そして、この年も早魃に襲われた。この時は下伊勢畑村だけでなく、「御訴訟二村々一同罷登」った。なおこの年から下伊勢畑村の大蔵分の給知高が六〇二石余から、八三三石九一七に増した。

明和八年（一七七二）も早魃であった。八月に「日枯之作付書附」を提出した。一〇月七日には大蔵分の初済期が「一組丸滞」になったために、組頭清七が縄下になった。普通滞るといっても一部不足になるのである。それが一組丸滞りになるとは、年貢の額がおよそ耐えられる水準のものでなかったことを十分に示唆している。

安永元年（一七七二）以降は、村役人の出張の記事がさらに減る。この年は一七回ではない。盛時の三分の一である。藩側がさらに規制を強めたのであろう。もちろん下伊勢畑村が、年貢に苦しみ続けたことに変わりはない。八月には田方日枯のために願い出た。一二月には中済期が「無納」になるあり様である。そんな村方に、一二月には大蔵役所から百両の借上が命じられた。また六月には、長昌院の番太が殺された。陰鬱な雰囲気の流れる村

方を、一層暗くさせる事件であったに違いない。

安永二年（一七七三）五月四日には、「江戸御用二而御召呼」になり、「村々申合御指図之上」、中河西村久次衛門と下坏村半左衛門を登せた。これはおそらく、この年二月藩主治保が財政再建・農村復興の直書を下したことに応えて、江戸政府が農村の実情を直接農民から聴取しようとしたものであろう。しかし、この年も下伊勢畑村の年貢は滞り続けた。そして、六月には畑方が水害となった。

安永三年（一七七四）には田方定免願が出され、定免となった。悪所分・荒地分が認められて、以前より五石程年貢は安くなった。しかし、この定免制では年貢は額面通り安くならなかった。なぜならば、小割付帳をみるとこの制度の下では余程のことがない限り、年々の付荒引高を認めなかったからである。七月には大蔵が死去した。そして、一二月一四日には二軒が焼ける大火が起きた。村民はさぞ困惑したことであろう。安永四年には被災者達が「焼漬」になると、村役人達は七月までに五回も通って歎願した。安永五年（一七七六）一月に大蔵の跡を継いだ主税が死去した。庄屋吉兵衛が悔みに行くと、「上納辻切訳二付御指留メ」となった。領主と下伊勢畑村とが極めてまずい関係にあったことをよく示している。主税には子供がなく、この家は絶家となり、上知となった。そこで年貢や借金の整理がなされた。その八月の記事には次のようにある。

是八主税様御役所へ御郡方より御金御拜借仕、元金百拾六両
式分御借上ケ指出申候所、元金八先納御手形二請取申候得共、
利金御加、御一紙御証文御渡被下候様二と、御知行所御借
上ケ有之村々一同二罷出申候筈二申合せ候而、新町惣蔵所
へ出合二申合候而、相揃罷出申候。

これはなかなか難解な文章であるが、次の意味であろう。すなわち、主税は郡奉行所から拝借金一六兩二分を借りて、それを借上として村々に負担させた。つまり年貢を形に借金をしたのである。それは先納金として上納されたが、元金分の手形は村方に渡されたが利金分はまだ渡されていなかった。一紙証文にして渡すように、知行地の村々が申合わせて揃って交渉したのである。先納金も村方を苦しめたものである。なおこのころまでに下伊勢畑村では、皆済時に拝借金を借りて皆済を済せることが常態化している。そして、一二月には中済期が不調で、組頭重衛門が清光院へ入寺した。

安永六年(一七七七)は、五月と六月に三回も洪水となり、「畠方秋作丸捨り」になった。年貢はもちろん滞り続けた。九月の初済期分の滞りには、組頭の重衛門と儀衛門とが縄下になった。一月の中済期は「大滞」となり、庄屋吉兵衛が縄下になった。この時は金子を上納しても、「御金八御収納成シ被下置」候得共、縄下八御免相立不_レ申_レと、毎度年貢を滞らせる下伊勢畑村に、厳しい態度で藩側は臨んだ。結局吉兵衛は月末まで十数日縄下の身であった。

六 安永八年の一揆

下伊勢畑村は窮乏の極に達していた。この時期、潰れ人が続出した。正確にはとらえられないが、指銭帳の面割軒数は安永五年(一七七六)一四七軒、六年一三〇軒、七年一二五軒、八年一一軒と急減している。また漬人分引高は安永五年九十石余、六年二〇石余、七年三一石余、八年四六石余と急増している。荒地も漸増して、安永七年には二六四石余になった。ついに安永七年、村

人達は一つの決議をした。すなわち、「村困窮二及漬人年増二出来仕、詰ル所一村亡所之元と罷申候二付、格別之御取下ケ、又八御救稗願申候義申上候」ために、「百姓一同相談之上、面かけ二百姓吾人より録四拾八文宛、都合五貫六百文指出シ」たのである。これは面割軒数で一六軒と三分の二になる。すなわち、亡村の危機に全村一致して減免御救の歎願をすることに決めたのである。

二月一日に庄屋吉兵衛と組頭惣兵衛は水戸に行き、三泊して役所や元_レ達を廻り、歎願して願書を提出した。二月二〇日に吉兵衛は組頭五左衛門と水戸に行き、書き直した願書を提出した。二泊している。そして、四月四日に吉兵衛は「村大願」を扱いの役人に申上げるために、上小瀬村に行った。しかし、この大願は聞き入れられなかった。この年の年貢高は小割付帳によると口米金を含めて、田方一七石四二八、畑方二一両二分六一一文である。これを表8の宝暦三年(一七五三)と比べると、田方は三石余減り、畑方は逆に五両弱増えている。田方が減つたのは、定免制にして取箇を五ツ一分から四ツ六分に減らしたのと荒地が増えたためである。畑方は荒地が増えたにもかかわらず年貢が増えたのは、宝暦三年の「畑方本郷分」の取箇が六ツ二分と安かつたからである。安永七年の「畑方本郷分」の取箇は、この時期の平均の取箇六ツ三分である。

四月四日までに使った金額は一貫五六〇文である。これに対して集めた金額は五貫六〇〇文であったから、もつと多様な工作がなされたはずであるが、これ以降、減免の歎願がどのように展開されたかは不明である。減免要求のかなえられなかった下伊勢畑村は、この年も滞納を続けた。五月一四日には御救稗年賦返納ができず、拝借を願った。六月一七日には大豆品納を願った。八月

二八日には雑穀代金を滞らせて日請になっていたのを、日限に間に合わず歎願した。九月二日には安永五年（一七七六）の大蔵分の物成釋金納分が上納出来ず、吉兵衛は才覚のために水戸に二泊した。一〇月五日には初済期を日請にしたのに日限に間に合わず、水戸に召出された。役所へ行った組頭の次部衛門と与次介は、「以之外御呵」になった。この間吉兵衛と組頭の伝兵衛は、水戸で才覚に奔走したが金は調達できず、清光院を頼んで歎願した。一月二〇日には中済期も滞らせて、日請日限の延長と拝借金を願った。そして、一月七日から三日にかけて、村役人は交代で皆済場の長倉村に詰めた。さらに二五日から二七日にかけて吉兵衛は組頭義衛門とともに、「皆済御用」のために水戸へ行った。長倉村で皆済できなかったからである。

亡村の危機を感じた下伊勢畑村民の大願であった減免願は採用されなかった。かくして遂に直訴が決定された。正確にいつかははつきりしないが、一月五日に庄屋吉兵衛が役所に年始の挨拶に行った記事にはこの件はなく、一八日に「村方百姓共直訴かゝり合二付、追御尋被_レ成候御用」に召出されているから、この間に起きたのである。そのほかこの件の詳細は不明である。ただ願いの趣旨は、大幅な減免御救であったことは間違いない。処罰は七月に行われた。二〇日の夕方から二三日朝まで、下伊勢畑村には藩の役人の渡辺清吉と長倉清重、そして山横目の半次衛門（彼は二泊）が来た。彼らは「其筋々御呵」に処すると共に、指導者に敵罰を下した。二二日にそれは執行された。追放人新八・藤衛門・平兵衛は、それぞれ長倉村・赤沢村・野口平村の村役人に南領・松岡・保内領まで付添われて追放された。喜と藤十は馬頭に、衛門と兵七は部垂に、衛門と兵蔵は太田に入牢となった。それぞれ近村の村役人に付添われて行った。彼ら九人の刑の

執行には、下伊勢畑村の閉戸人が欠所人が立合った。村役人が閉戸か欠所の処罰を受けたのであろう。なお『水戸市史』⁴⁷によると、組頭三人追放、百姓六人入牢、庄屋一人・百姓四人閉門、百姓七〇人押込になったとするが、追放人三人は組頭ではなく、十人組頭で村役人ではない。そして、八月二〇日に庄屋吉兵衛は長昌院と共に、「村内直訴之不法二付、其筋々ヲ以御呵申請候所、惣躰相済申候二付、惣村役人共奉_レ恐入_レ御訴訟」に、水戸に行き二泊した。なお藤衛門と平兵衛は寛政三年（一七九〇）三月一日に御免になり、五年六月一八日には城下御構も御免になった。新八に關しては不明であるが、上り物になっていた彼の妻子は、天明五年（一七八五）四月二六日に御免になっている。

一揆は何らの成果ももたらさなかった。ただ二月一三日に勸農方役人が赤沢村に来た時、吉兵衛達は潰人・手余の高と田方定免切替の御札を受け、四、五月ごろに潰人高・諸上納滞・諸拝借金・荒地手余の書附帳面を勸農方に千田村において提出したくらいである。かえって年貢収奪は厳しさを増した。この年も滞納が続いたが、九月一八日に初済期を滞らせた時には、組頭義衛門が縄下になった。その日請金も調えることが出来なかったところ、縄下入獄に処すると命じられたので、組頭治部衛門は九月二四日に天正院へ入院した。一二月の皆済の時にも日割の通り調えることができなかったため、二六日から二九日まで吉兵衛と義衛門は縄下に処せられた。そして、翌安永九年（一七八〇）以降も、下伊勢畑村は年貢に苦しむのである。

七 結び

私は本稿において、これまで淡淡と下伊勢畑村の過酷な年貢収

奪の実体を語って来た。幕藩制下の年貢は農民にとつて過重であつた。どれ位過重であつたか。たとえば地租改正の時、改正条例は地租は一パーセントが適当と詠つたが、実際は近世の年貢高そのまゝの三パーセントであつた。すなわち、近世の農民は明治政府の絶対主義官僚の目でみてさえ、あるべき量の三倍の年貢を納めていたのである。そして、ここで留意しなければならないことは、その過酷な徴収法は下伊勢畑村に特殊な例外ではないことである。幕藩制下において年貢を取るといふことは、納めなければ人質を取り、入獄を命じ、はては田畑・妻子を売らせても上納させたのである。それ故に幕藩制下、たとへ下伊勢村程には辛い目にあわなかつたとしても、過重な年貢を負つた農民達は、各地に下伊勢畑村にみられたような小さな一揆を起こしたと展望できる。

下伊勢畑村で起きたような小さな一揆は、孤立分散していはば要求は貫徹されないとの自覚を農民に持たせ、やがては大一揆に発展する基となるのではないだろうか。それ故にこそ、幽谷をはじめとする水戸藩の学者や役人は一揆を恐れていたのである。

私は近世、百姓一揆は原則的にはいつ、どこでも起きえたと考える。しかし、そうはいつても、一揆が起きるにはそれなりの条件が必要である。下伊勢畑村の場合は、一つには長年にわたりあまりに過酷な年貢収奪を受け、遂には亡村の危機を抱かせるに至つたことである。しかし、それだけでは一揆は起きなかつた。未進を永年賦にするかどうか、また藩主が農村復興を指令するなどの契機が必要であつた。一揆発生の法則性とその性格・発展を説明することは、一つ一つの一揆を説明する作業を前提とする故に、非常に難しい問題である。下伊勢畑村の一揆に関しても、さらに多様な側面から検討が加えられなければならない。まず藩側

の問題として、なぜ藩主が農村を復興させるよう指令を出したにもかかわらず、過重な年貢をかけ続け、過酷な方法で収奪を続けたのか。年々潰百姓が続出しているのを知つていたにもかかわらずである。また農民側の問題として、なぜ村役人達は稲かつぎのような一揆を内々で処理し、願意を取り次ぐことをしなかつたのか。下伊勢畑村の庄屋はなぜ代表越訴しなかつたのか。またなぜ同じように疲弊していた近村の百姓達に訴えて、連帯しようとしなかつたのか。さらに特産物生産地帯であつた下伊勢畑村では、前期資本による収奪、前貸が考えられなければならないが、その実体は等である。そうした限界を持ちながらも、本稿は一般に百姓一揆が少なかつたと言われて来た水戸藩領農村において、その過酷な年貢収奪のために、多数の百姓一揆が発掘できることを、そしてそれは全国的に展望できることを、最大の成果として誇っている。

ところで、その後下伊勢畑村はどうなつたのであろうか。簡単に一瞥しておこう。

下伊勢畑村は天明の大飢饉に大打撃を受けた。天明三年（一七八三）には八四石余の永引地が加わり、五年には一〇石余、七年にはさらに多い二〇二石余の永引地が加つた。このために荒地は増大し、年貢高はますます減少した。寛政三年（一七九一）の荒地は小割付帳によると五七四石四八八、実に安永七年（一七七八）の倍以上、村高の五二パーセントに達した。年貢は口米金を含めて田方八石六〇六、畑方一四一兩三七文で、安永七年と比べて田方は二分の一、畑方は三分の二の年貢高になつてしまつた。人口も減少した。小割付帳によると、天明三年に一八一軒あつた農家は、文化元年（一八〇四）には一四一軒になつてゐる。また表10にみるように、指銭帳の面割軒数は天保七年（一八三六）まで

表10 寛政～天保面割軒数・潰人高

年 代	面割軒数	潰 人 高	年 代	面割軒数	潰 人 高
寛政 7 年		47石866	文政 4 年	80	265.480
寛政 8 年		47.866	文政 5 年	81	287.889
寛政 9 年		55.991	文政 6 年	79	
寛政10年	121	56.875	文政 7 年	75	
寛政11年	119	56.875	文政 8 年	69	
寛政12年	120	56.875	文政 9 年	69	
享和 3 年	115	56.875	文政10年	67	
文化 2 年	112	121.756	文政11年	66	
文化 4 年	108	138.797	文政12年	66.5	
文化 5 年	108	138.797	天保元年	66.5	394.388
文化 6 年	104	154.122	天保 2 年	67	386.322
文化 7 年	100	157.974	天保 3 年	65	401.585
文化 8 年	96	180.234	天保 4 年	65	385.676
文化 9 年	95	185.310	天保 6 年	64.5	
文化10年	89	209.030	天保 7 年	64	
文化11年	87	224.883	天保 8 年	66	371.095
文化12年	86	229.192	天保 9 年	66	381.192
文化13年	84	234.023	天保10年	68.5	380.637
文化14年	82	240.944	天保11年	66.5	398.070
文政元年	82	246.404	天保12年	66.5	360.786
文政 2 年	81		天保13年	66.5	358.720
文政 3 年	82	267.315	天保14年	66.5	

下伊勢畑区有文書 指銭帳より作製

減り続け、逆に潰人高は増大し続けた。水戸藩としてももはや改革に本格的に取り組まざるを得なくなっていた。寛政から文化にかけては改革の時期である。この間に上伊勢畑村では藩の指導の下、村方改革が実施された。下伊勢畑村に村方改革が実施されたと明記した史料は残されていないが、

この間に立退人の調査や妊娠出生の調査、分限帳の作製、村定や農業行事の違がなされ、また享和三年（一八〇三）からは田方の割付の仕方が変わり、「本郷分」の取箇を下げて、四段階（後に五段階）に分けて年貢を取るようになったから、やはり村方改革が実施されたのである。しかし、この改革は成功しなかった。一方で増徴の方針が堅持されたからである。小割付帳によると寛政一〇年（一七九八）以降、下伊勢畑村の畑方の年貢は二兩三分程下がるが、田方の年貢は平年は二石余となる。この間に下伊勢畑村は大きく変化した。表11は文化元年（一八〇四）の農民階層を示したものである。これを宝暦二年（一七五二）の表9と比較すると（ただし表9にはこのほかに二〇人程の下層の新田百姓がいる）、八〇軒近くが潰れたこと、それも下層農民が潰れ、その分を割り当てたのであろう、中層農民が増えている。しかし、引高を除いた生産されている田畑の持高をみると、一二石以上の者はおらず、すべて中下層農民の持高で、六石未満が圧倒的になる。荒廃の結果下伊勢畑村の農民は、零細な集約農業をせざるを得なくなっているのである。耕地と労働力不足のためである。

天保期にも改革は実施された。天保一三年（一八四二）には検地が実施された。検地野帳によると、下伊勢畑村は三六九石二七と打ち出された。名請人の数は八五人である

表11 文化元年農民階層

持高石	全持高分			引高を除いた持高		
	人数	人数	%	人数	人数	%
18~21	1	4	2.8	0	0	0
15~18	3			0		
12~15	9			0		
9~12	28	98	69.5	7	34	24.1
6~9	61			27		
3~6	30	39	27.7	77	107	75.9
0~3	9			30		
合計	141	141	100	141	141	100

下伊勢畑区有文書「下伊勢畑村子御年貢小割付帳」(1608)より作製。濃人・宗教関係者は除いた。

式な検地帳は三冊の内一冊しか残っていない⁽²⁾。しかし、それを転写してまとめ直した天保一四年の名寄帳が残されているので、その農民階層を表示したのが表12である。名請人の数は九七人である。この間は新たに二人取り立てている。そして、全員が九石未満の中下層農民である。天保検地の結果は、進化した零細化した多労働集約型の農業を追求するものとなったのである。

小割付帳によつて、天保一二年(一八四一)と弘化元年(一八四四)の口米金を含めた年貢高を比べると、田方は一二石八九から七石五六九と、畑方は一三五兩一分六〇六文から九四兩二分一三四文になった。田方で六〇パーセント弱、畑方で七〇パーセン

(外に寺一、神官二)。実に下伊勢畑村は村高本新田合わせて一二五一石七八六あつたのであるから、村高で二九・五パーセントでしかなくなつてしまつた。農家もほぼ三分の一に減つてしまつたのである。野帳は現地で書かれる下書の帳簿である。その後の正

表12 天保検地農民階層

持高石	人数	人数	%
6~9	4	4	4.1
3~6	61	93	95.9
0~3	32		
合計	97	97	100

下伊勢畑区有文書「下伊勢畑村本郷分田畑持高名寄帳」(387~389)より作製

ト弱の年貢高になつたのである。大幅な減免である。しかし、この減免によつて下伊勢畑村が安定化したかという点、そうではない。弘化元年から明治四年(一八七二)までの小割付帳をみると、表13にみるように、この間下伊勢畑村の農家軒数は安政三年に至るまで九七軒に達しない。まだまだ不安定であつたのである。そして、明治九年(一八七六)二月、下伊勢畑村では再び一揆が起きた模様である。これらのことに関しては、荒廃から復興へと向かう問題と共に、稿を改めて論じようと思つた。

表13 幕末期農家軒数

年代	弘化元年	弘化四年	嘉永四年	安政二年	安政三年	安政四年	安政五年	安政六年	慶応三年	明治元年	明治二年	明治三年	明治四年
軒数	93	95	94	95	97	97	97	97	97	97	97	97	97

下伊勢畑区有文書 小割付帳より作製。なお濃分無主分と宗教関係は除いた。

(1) 年代に関しては異説がある。『水戸市史』中巻(一、二五)二七頁、水戸市役所一九六八年。高橋裕文、「保内の農民騒動(上)」、『大子町史研究』第十三号一九八五年。

(2) 『日立市史』近世第三章二 日立市役所 一九五九年。『水戸市史』中巻(一)

- 九九一〇〇頁
- (3) 『水戸市史』中巻(二)第七章第三節 水戸市役所 一九六九年。『勝田市史』近世編Ⅱ三 勝四市 一九七八年。
- (4) 『水戸市史』中巻(二)第九章第三節
- (5) 高橋裕文「幕末水戸藩内乱と農民闘争」、『茨城県史研究』52 一九八四年。『水戸市史』中巻(五) 四九九～五〇二頁 水戸市役所 一九九〇年。ただし両著とも、民衆が尊攘派の暴力的行為に対して地域防衛のために団結して戦ったことと、幕府・水戸藩の指揮下に農兵として参加して戦い、打ち毀し等をしたこと、この二つのあり方と、いわゆる世直し一揆的に豪農層を打ち毀したことは、一応分けて考えるべきである。
- (6) 木戸田四郎「慶応二年那珂湊打ちこわしについて」同著『維新时期豪農層と民衆』(ベリかん社 一九八九年)所収。『水戸市史』中巻(五) 六〇三～六〇七頁。
- (7) 『水戸市史』中巻(二) 二五四～二六〇頁
- (8) 『日本経済大典』第十四巻 五二七頁 史誌出版社 一九二八年。『水戸市史』中巻(二) 二九八頁。
- (9) 『日本経済大典』第十四巻 五〇五頁。『水戸市史』中巻(二) 二九八～二九九頁。
- (10) 『幽谷全集』一八六～一八八頁 一九三五年
- (11) 本稿で扱った伊勢畑村の二件の一揆の場合、宝暦の事例は未報告であるが、安永七年の事例は『水戸市史』(中巻(二) 二八四頁)に、「下伊勢畑騒動」として紹介されている。「強訴」とも推測しているが、あくまでも「騒動」の扱いである。また稲かつぎが無視されて来たのでもなく(9)に記したように既に『水戸市史』でも取り上げていた。しかし、その取り上げ方は、天明元年の太田地方の一揆になりそうになった事例と一緒にされており、また量的にも六行余と軽い。最近の事例でみると、齋藤善之著『茨城県百姓一揆総合年表』(中・近世一揆研究会 一九八九年)にも稲かつぎはのっているが、
- 『水戸市史』に影響されて、年代を天明元年としている。ただし、異説として寛政年間ともしているが、いずれにしても一時的な流行現象のようにとらえている。
- (12) 「煙草生産上伊勢畑村にみる農村荒廃」拙著『明治維新と水戸農村』(同時代社 一九九五年)所収
- (13) 東茨城郡御前山村下伊勢畑 下伊勢畑区有文書、「下伊勢畑村亥年御年貢可納小割付帳」(一六五九 下伊勢畑区有文書整理番号 以下同じ)。以下下伊勢畑区有文書による時は、特にその旨断らない。
- (14) 正確にいうと、寺社の除地はこのほかである。
- (15) 私が農民階層を分析する時、面積でする時は二町以上を上層、五反未満を下層としている。一方石高でする時には、一五石以上を上層、六石未満を下層としている。石高での分類の基準は坂場流謙の「国用秘録」(『国用秘録』上 九九頁 茨城県 一九七一年)の指摘に基いている。しかし、両者を比較すると、一町七石とすると、上層の基準は二町と一五石とであり矛盾はないが、下層の基準は五反(いわゆる五反百姓)貧農から設けた)と六石ではあまりに一致しない。ただ流謙も、「高三 四石持では作徳至而少く経営二なりがたし。七、八石より拾式石限り二而よし」と言っているから、三石未満、五反未満はまったく経営の成り立たない極貧層と理解すべきであろう。
- (16) (13)と同じ。
- (17) 「御留用」(四) かつこをつけたのは、つけ標題のため。以下同じ。
- (18) 「下伊勢畑村申請願書村扣」(七)
- (19) 「下伊勢畑村西諸願村扣帳」(八)
- (20) 下伊勢畑村指銭帳(一七四六～一九一六) 享保元年から明治二年まで欠けているのは、享保一〇年、一五年、一九年、二〇年、元文二年、五年、寛延二年、天明元年、四年、六年、七年、寛政元年、天保五年、嘉永六年、安政三年、六年(慶応二年、明治四年、六年。なおかなり破損しているものもある。また寛政以後二冊に分冊されるが、一方を欠いているものもある。

- 以下指銭帳からの引用は、特に必要と認められた場合を除いて注記しない。
- (21) 「下」伊勢畠村戌御年貢可納小割付帳」(一五七三) 下伊勢畑村の寛保二年以降の小割付帳は、明治一〇年までかなり残されている。整理番号(一五七三)一六五八)。以下小割付帳からの引用は特に必要と認められた場合を除いて注記しない。
- (22) 「下伊勢畠村子年指銭帳」(一七五〇)
- (23) 御前山村野田 中田令子家文書「乍恐以書附奉御窺候事」
- (24) 下伊勢畑村の年貢割付状は、享保三年から一八年までの内の七通と年代不明一通が残されている。整理番号(一五六五)一五七二)。以下割付状による時は、特に必要と認められた場合以外、注記しない。
- (25) 「下伊勢畠村本郷畠 川欠代地相渡御稜地帳」(三五六、三五七)
- (26) 享保一一年「下伊勢畠村本郷各免田方川欠石河原砂置白打之永引当年迄寄帳」(四五四)。享保元年「下伊勢畠村本郷畠川欠代地割渡申立帰改帳」(三六〇)享保一一年「下伊勢畠村本郷畠方切添当年之川欠代地渡帳」(三六一)
- (27) 「下伊勢畠村本郷畠川欠代地渡午立帰改帳」(三六六)
- (28) 御前山村上伊勢畑 上伊勢畑区有文書「上伊勢畑村寅御年貢可納取附之事」(三八四)
- (29) ただし、表7の元になった永引寄帳は、三月付になっている。
- (30) 「下伊勢畠村本郷かく免田畠川欠石河原砂置当西改帳」(四五六)
- (31) 「下伊勢畠村本郷分畠方川欠石河原砂置永引当亥改帳」(四五七) 「下伊勢畠村河原新田分畠方川欠石河原永引当亥改帳」(四五八) 「下伊勢畑区有文書」上伊勢畠村戌御年貢可納取附之事」(一三九二)
- (32) 「下伊勢畑村本郷田方当子川欠改帳」(四五九)
- (33) 「下伊勢畑村本郷分畠方石河原改帳」(四六〇)
- (34) 「下伊勢畑村本郷分畠方当巳川欠永引改帳」(四六一)
- (35) 「下伊勢畑村本郷分畠方当巳川欠永引改帳」(四六一)
- (36) 指銭帳では「式成」と読めるが、物成のことである。
- (37) 宝暦元年「下伊勢畑村未年中指銭帳」(一七四四)
- (38) 松平大蔵大輔とは、『徳川諸家系譜』(第一二五五頁 続群書類完成会一九七四年)によると、水戸藩四代藩主宗義の庶長子で、名は主税、頼順。享保一二年七月一日生まれ。延享四年に吉宗に拝謁して、従四位下侍従、後に大蔵大輔、明和元年上総介、同六年飛騨守、安永三年七月六日卒。四八歳
- (39) 宝暦三年「下伊勢畑村西御年貢可納小割付帳」(一五七八)
- (40) 宝暦八年「下伊勢畑村本郷田畑寅川欠永引改帳」(四六九)
- (41) 「下伊勢畑村本郷田畑白打川欠石河原永引当巳改帳」(四七二)
- (42) なお小割付帳では宝暦一二年分が潰入分の記載が始まる。
- (43) 宝暦九年「下伊勢畑村本郷分畑方先川欠当卯立帰各免改帳」(三六八) 宝暦一〇年「下伊勢畑村本郷分畑方先川欠当辰立帰改帳」(三六九) 宝暦一一年「下伊勢畑村畠方永引当巳各免二立帰改帳」(三七〇) 宝暦一一年「下伊勢畑村河原新田分田方永引立帰当巳本郷畠二成改帳」(三七一) 明和二年「下伊勢畑村本郷畠各免当西改帳」(三七二) 明和四年「下伊勢畑村新田分畠方先川欠亥立帰改帳」(三七三)
- (44) (39)に指摘したように大蔵は後に上総介、飛騨守になり、史料もそう書かれているが、便宜本稿では大蔵に統一する。
- (45) 水戸藩五代藩主宗翰五男。名は主税、頼國。宝暦五年八月二日生まれ。明和九年七月二日頼順養子。安永五年四月八日卒。二二歳。徳川諸家系譜 第一二五五―二五六頁
- (46) 『水戸市史』中巻二、二八四頁
- (47) 「下伊勢畑村本郷各免新田田方川欠砂置当卯永引改帳」(四八五)
- (48) 「下伊勢畑村本郷各免新田田之内石河原砂置当未永引改帳」(四八七)
- (49) 「茨城郡下伊勢畑村御検地野帳」(三七六―三七八)
- (50) 「常陸国茨城郡下伊勢畑村御検地帳」(三七九)
- (51) 「常陸国茨城郡下伊勢畑村御検地帳」(三七九)
- (52)